

年法律第八十三条号)、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件(昭和二十年勅令第五百七十八号)、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令(昭和二十八年政令第二百九十九号)、若しくは外国為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十号)又はこれらに基く命令の規定により携帯輸入が認められないかつたため税関に寄託された旧日本銀行券、その返還を受けた日から三月以内(この法律の施行前に返還を受けている場合は、この法律の施行の日から三月以内)

二 昭和二十八年九月一日以後この法律の施行の日から二月を経過した日前に本邦に到着した引揚者が引揚の際携帶した旧日本銀行券 この法律の施行の日から三月以内

三 この法律の施行の日から二月を経過した日以後に本邦に到着した引揚者が引揚の際携帶した旧日本銀行券 本邦に到着した日から一月以内 前項の規定により引換を請求することができる新日本銀行券の金額は、引揚者一人につき、左の各号に掲げる金額とする。 計額が五万円以下であるときは、旧日本銀行券の券面金額一円に対し一円の割合で計算した金額

二 旧日本銀行券の券面金額の合計額が五万円をこえるときは、

5 一万円につき前号の規定により計算した金額と、五万円をこえる金額につき旧日本銀行券の券面金額一円に対し七十銭の割合で計算した金額との合計額。
但し、当該合計額が二千万円をこえるときは、「二十万円とし、一円未満の端数を生じたときは、一円として計算する。」

4 第二項の規定により旧日本銀行券の引換を請求しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、自己又はその被相続人が引揚者であり、且つ、その引揚の際当該旧日本銀行券を携帶したことを見立証しなければならない。

5 日本銀行は、第二項の規定による引換の請求があつたときは、直ちに旧日本銀行券と引き換えに第三項に規定する金額の新日本銀行券を交付しなければならない。

6 左の各号に掲げる旧日本銀行券については、その還付を受けた者その他の政令で定める所持者は、政令で定める期間内に、日本銀行に對し、これを新日本銀行券と引き換えることを請求することができる。

7 第三項及び第五項の規定は、前項の規定による引換について準用する。

8 政令で定める金融機関は、政令で定めるところにより、日本銀行に代り、この附則の規定による旧日本銀行券の引換の事務の一部を取り扱うものとする。

9 日本銀行は、特別の勘定を設け、旧日本銀行券の発行高に相当する金額のうち、この法律の施行の際旧日本銀行券預入令第五条第二項に規定する勘定に属する金額を、政令で定めるところにより、区分整理しなければならない。

10 日本銀行は、前項に規定する特別の勘定に属する金額のうち政令で定める金額を、政令で定めることにより、国に納付しなければならない。

11 日本銀行が前項の規定に基づき第九項に規定する特別の勘定に属する金額の一部を国に納付した場合において、日本銀行が旧日本銀行券預入令第二条第二項の規定により昭和二十一年四月一日以後旧日本銀行券で預入を受けた金額と第五項(第七項において準用する場合を含む。)の規定により交付した新日本銀行券の金額との合計額をはり付けた旧日本銀行券で、昭和二十一年三月三十一日ににおける旧日本銀行券の発行高に相当する金額から日本銀行が同令第

法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「財政資金」を「地方財政資金」に改める。

第三条を次のよう改める。

第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条第一項、第二項及び第三項に規定する特別の勘定に属する金額に相当する日本銀行の財産の處理に関する必要な事項は、政令で交付しなければならない。

前二項に定めるものの外、第九項に規定する特別の勘定に属する金額に相当する日本銀行の財産の交付しなければならない。

第三条削除

第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条第一項中「大蔵大臣は、第三条の規定により発売する当せん金附証票につき、二を都道府県知事又は特定期市市長は、当せん金附証票の発売につき、第四条第一項の規定により許可を受けたときは、」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十六条中「政府又は都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「大蔵大臣又は当該都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は当該都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は当該都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十九条第二項中「政府、」を削る。

第二十条を次のように改める。

第二十一条第二項中「政府、」を削る。

第二十二条第二項中「政府又は都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「大蔵大臣又は当該都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は当該都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める。

第二十三条第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「都道府県又は」に改める。

第二十四条第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は当該都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める。

第二十五条第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は当該都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める。

第二十六条第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は当該都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める。

第二十七条第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は当該都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める。

第二十八条第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は当該都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める。

第二十九条第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は当該都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める。

第三十条第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は当該都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める。

第三十一条第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は当該都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める。

各年において、所得税法第十条の二に規定するたな卸をすべき資産（以下本条においてたな卸資産といふ）の価格の低落による損失に備えるため、その有するたな卸資産の評価方法の区分に従い左の各号の定めるところにより計算した金額の合計額（以下本条において繰入限度額といふ。）以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繳入金額は、当該繳入をなしした年の事業所得の計算上、これが必要な経費に算入する。

一 後入先出法による原価法又は後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるたな卸資産については、その年十二月三十一日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

二 前号に規定する方法以外の評価方法により評価されるたな卸資産については、その年十二月三十一日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該たな卸資産の価額の合計額のうちいちばん少く金額の百分の九十に相当する金額を控除した金額

前項第一号又は第二号に掲げる又は更に商品若しくは製品、半製品若しくは仕掛品、主要原材料及

び補助原材料その他のたな卸資産額に区分して計算することができるものとする。

口 十に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額
当該事業年度終了の日におけるたな卸をなすべき有価証券の帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額により公表された同日前一月間の毎日の最終価格の平均額。(以下本条において同じ。)法第百二十二条第二項の規定により公表された同日前一月間の毎日の最終価格の平均額。以下本条において同じ。)の百分の九十五(株式については、百分の九十)に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

二 前号に規定する方法以外の評価方法により評価されるたな卸資産及びたな卸をなすべき有価証券については、左のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ 当該事業年度終了の日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該たな卸資産の価額の合計額のうちいずれか少い金額の百分の九十に相当する金額を控除した金額

ロ 当該事業年度終了の日におけるたな卸をなすべき有価証券の帳簿価額の合計額又は同日における当該有価証券の価額の合計額のうちいはずれか少い金額の百分の九十五(株式については、百分の九十)に相当する金額を控除した金額

三 たな卸をなすべき有価証券以外の有価証券については、当該

事業年度終了の日における有価証券の帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額の百分の九十五（株式についていは、百分の九十）に相当する額の合計額をこえる場合のその額の金額。

前項第一号イ又は第二号イに掲げる金額は、当該たな御資産を命令で定める事業の種類ごとに区分し、又は更に商品若しくは製品、半製品若しくは仕掛品、主要原材料及び補助原材料その他のたな御資産に区分して計算することができるものとし、同項第一号ロ、第二号ロ又は第三号に掲げる金額は、当該有価証券を株式と株式以外の有価証券とに区分して計算するものとする。

第五条の十一及び第五条の十二を次のように改める。

第五条の十一 昭和二十九年四月一日において現に存する法人（当該法人の合併法人（合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人をいう。以下同じ）と同日後設立されたものを含む。）が、昭和二十九年二月一日から昭和三十二年二月三十日までの間に資本又は出資の増加（法人税法第十七条の二第一項に規定する同族会社の再評価積立金の資本組入による資本又は出資の増加を除く。以下本条において増資といふ。）を行い、当該事業年度において増資の行われた日の属する事業年度から同日以後二年を経過した日の前日の属する事業年度までの各事業年度において当該事業年度の所得のうちから利益の配当（剩余

金の分配を含む。以下本条において、左の各号（昭和二十八年一月一日後に設立された法人（同日において減価償却資産を有していた法人の合併法人を除く。）又は同日において減価償却資産を有していなかつた法人については、第二号を除く。）に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該配当された金額のうち當該増資に因り増加した資本又は出資又は出資（合併による資本又は出資の承継に係る部分を除き、額面株式を発行する株式会社が再評価積立金を資本に組み入れた場合又は商法第二百九十三条规定により準備金を資本に組み入れた場合における資本の増加について、当該増資は、株式の発行のなかつた部分を因り消滅した法人の資本又は出資（法人税第六条の規定により法人税を免除される所得その他命令で定めるものに係る部分の金額及び当該増資の行われた日から二年を経過した日以後の期間に対応するものを除く。）については、当該資本又は出資の金額の年百分の十（再評価積立金の資本組入に因り増加した資本又は出資の金額については、年百分の五）に相当する金額を限度として、当該事業年度の所得に対する法人税を免除する。

一 当該法人が増資をなし又は配当をなす際において営む主たる事業が製造業、鉄業、建設業、運輸業及び通信業その他の命令で定める事業である場合

一 昭和二十八年一月一日以後当該所得の生じた事業年度開始の日までに開始した各事業年度（当該事業年度が昭和三十年一月一日以後開始する事業年度である場合においては、昭和二十九年中に開始した各事業年度）のいずれかの事業年度開始の日ににおける減価償却資産（昭和二十八年一月一日後に取得したもの）を除く。の帳簿価額の合計額が同日における当該減価償却資産の再評価額の限度額（資産再評価法第三章（第十七条第一項但書及び第三十五条を除く。）の規定により計算した再評価額の限度額）と当該事業年度開始の日における帳簿価額とのいづれか多い金額をいう。）の合計額の百分の八十に相当する金額以上である場合

三 当該所得の生じた事業年度において減価償却資産について行つた減価償却の額の合計額が法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該事業年度内に開設した各事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の月数の合計が一年に満たない法人又は当該一年以内に開設した最初の事業年度における当該合併法人の基準年度の交際費額のある法人が合併した場合における当該合併法人の基準年度の交際費額は、命令で定めるところによる。

四 当該利益の配当の額が資本又は出資の金額（額面株式のみを発行している株式会社については、発行済額面株式の株金総額）の年百分の二十に相当する金額以下である場合

前項第三号に規定する償却範囲は、電気供給業その他の命令で定める公益事業で、当該事業に係る役務又は物品の供給の対価たる料金の決定について政府の認可を要し、且つ、当該料金の算定の基礎となる減価償却費の額が定額法により計算されているものを主たる事業とする法人の有する当該事業に属する減価償却資産でその償却額の計算について定率法によつて計算したものについては、定額法により計算した場合における償却範囲とする。

第五条の十二 法人が昭和二十九年四月一日から昭和三十二年三月三十日までの間に開始する各事業年度（清算中の事業年度を除く。）において支出した交際費等の額が、基準年度の交際費額に当該事業年度の月数を乗じ十二で除して計算した金額の百分の七十に相当する場合又は当該百分の七十に相当する金額が当該法人の営む主たる事業の区分及び取引金額に応じて命令で定める金額に満たない場合には、当該命令で定める金額をこえるときは、当該命令で定める金額を損金に算入しない。

第一項及び前項本文の交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他費用で、法人が、その得意先、仕入先その他の事業に關係のある者等に対する接待、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（もつぱら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のため通常要する費用その他命令で定める費用を除く。）をいう。

第一項及び第三項但書の月数は、暦に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第七条の三第一項及び第七条の四は、第一項第二号の規定について判斷するものとする。

前項の規定は、同項に規定する各事業年度終了の日における資本部分中「製造業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以上同じ。）の第二号又は第三号に掲げる取引の場合にあつては、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、その委託に因りその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額」を削り、「百分の一」を「百分の一」とし、第二号及び第三号に掲げる取引については、収入金額の百分の五とする。」に、「（その年に於いて第八条第一項の規定により必要な経費に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該年分の事業所得の金額から控除した金額）」を「として命令の定めるところにより計算した金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 他から購入した物品の輸出二 自己の製造した設備等の輸出三 自己の製造した設備等の輸出のためによる輸出を行ふ者への販賣（当該輸出を行う者に対する輸出）のための輸出を行ふ者への販賣（当該輸出を行う者に対する輸出）

四 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品（第二号に規定する設備等を除く。）の

五 前号に規定する物品の輸出のためによる輸出を行ふ者への販賣（当該輸出を行う者に対する輸出）

六 輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行ふものをい

計算上、これを必要な経費に算入する。

第五条の七第二項及び第四項の規定は、第一項の場合について、第五条の五第二項の規定は、前項の場合について、それぞれこれを

額を限度として、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

又は一部を留保したときは、その
留保した金額については、当該事
業年度の所得に対する法人税は、
二種類にな。

但し、昭和二十五年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日まで

九条、第十九条の二、第二十条、第二十一条の二並びに第二十二条の三第一項中「所得税法第九条第一項」を「所得税法第九条」に、同条第二項中「同法第九条第一項」を「同法第九条」に改める。

第一五条の六第三項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。
第八条第五項中「第三項」を「第四項」に改める。

第二項の月数は、暦に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第八条の五第一項を次のように改める。

名事業年度開始の日ににおいて、
農林漁業組合再建築整備法に基く再
建整備又は農林漁業組合連合会整
備促進法に基く整備を行つてある
出資組合である農林漁業組合（農

由資組合、森林組合、農業組合、農業協同組合、農業協同組合聯合會、森林組合聯合會、森林組合連合會。

漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。以下本条において同様に同一の記号で表する資立金額が同

して同時にかかる積立金額が同日における出資総額の四分の一に達しないものが、昭和二十九年四

月一日以後最初に終了する事業年度から農林漁業組合再建整備法第四条に規定する条件をみたした日

又は農林漁業組合連合会整備促進法第四条に規定する条件をみたした日(当該農林漁業組合が再建整

備と整備をあわせて行つてゐる場合には、これらの日のうちいすれ

が遅い日、以下整備終了の日といふ。)の属する事業年度までの各事業年度において、その所得の全部

第一類第六號 大藏委員會議錄第十三號

大蔵委員会議録第十三号 昭和十九年二月二十五日

係る事業所得の計算に関する部分に限る)、第十二条及び第十六条の規定は個人の昭和二十九年分の所得税から適用し、新法第五条の十、第五条の十一、第七条の四、第七条の七第一項(新法第七条の六第一項各号に掲げる取引に係る所得の金額の計算に関する部分に限る)及び第七項並びに第八条の五の規定は法人の昭和二十九年四月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し個人の昭和二十八年分以前の所得税又は法人の同日前に終了した事業年度分の法人税についても、なお従前の例による。

5 新法第七条の六及び第七条の七の規定(前項の規定の適用を受ける部分を除く)は、昭和二十九年四月一日以後に新法第七条の六第七条各号に掲げる取引があつたものについて適用し、同日前に旧法第七条の六第一項各号に掲げる取引があつたものについては、なお従前の例による。

6 新法第十四条の規定は、昭和二十九年一月一日以後に同条第五項に規定する資産の買取があつた場合について適用する。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

正する法律

食糧管理特別会計法の一部を改正する。

第一条中「貯蔵又ハ検査」を「及
律第三十七号」の一部を次のように
貯蔵並農産物検査法(昭和二十六年
法律第百四十四号)ノ規定ニ依ル農
産物ノ検査」に改める。

第四条ノ二中「二千四百億円」を
「一千六百億円」に改める。

第六条第一項中「食糧及農産物等
ノ壳渡代金」の下に「農産物検査法ニ
規定スル農産物検査印紙（以下農產
物検査印紙ト謂フ）ノ壳渡收入、」を
加え、「検査（農産物検査法（昭和
二十六年法律第百四十四号）ノ規定
ニ依ル農産物ノ検査ヲ含ム）及運搬
手数料、」に改め、同条第二項中「及
農産物検査法ノ規定ニ依ル農産物ノ
検査経費」を削る。

附
則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

第六条第一項中「食糧及農產物等
ノ壳渡代金」の下に「農產物検査法ニ
規定スル農產物検査印紙（以下農產
物検査印紙ト謂フ）ノ壳渡収入、」を
加え、「検査（農產物検査法（昭和
二十六年法律第百四十四号）ノ規定
ニ依ル農產物ノ検査ヲ含ム）及運搬
ニ関スル諸費、」を及運搬並農產物
検査法ノ規定ニ依ル農產物ノ検査ニ
関スル諸費、農產物検査印紙ノ壳捌
手数料、」に改め、同条第二項中「及
農產物検査法ノ規定ニ依ル農產物ノ
検査費」を削る。

四 中幅の織物につき一千七百三十円)を除く。)
四 価格が一ヤードにつき四千五百円(メートルを単位として取引される場合には、一メートルにつき四千九百二十円)を除く。
五 価格が一枚につき八千円をこえるメリヤス製品その他の編物(絹メリヤス製品を除く。)及び肩掛け
六 価格が一枚につき八千円をこえる毛布
前項の規定の適用については、左の各号に定めるところによるものとする。
一 「小幅の織物」とは、鯨足一尺二寸以下の幅を有する織物をいふ。
二 「中幅の織物」とは、小幅の織物及び広幅の織物以外の織物をいふ。
三 「広幅の織物」とは、四十インチ以上の幅を有する織物をいふ。
四 前項各号に規定する価格は、販売価格とする。但し、保稅地域から引き取る纖維製品については、關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)による關稅の課稅價格に当該纖維製品に課せられるべき關稅に相当する金額を加えた金額(以下「引取價格」という。)とする。
五 前項第二号から第四号までの規定は、座敷地及び帶地について、適用しない。

六 前項第二号の規定は、反キハを位として取引されない場合に限られる。り、適用するものとし、一反の織物は、鮫尺二十八尺から三十三尺までの長さのものとする。

七 二枚継ぎで一枚となつている毛布は、一枚の毛布とする。

(定義)

第一条 この法律において、「第二次製品」とは、第一次製品をもつて製造した織維製品(毛布及び肩掛類を除く。)をいう。

第二条 この法律において、「第一次製品」とは、メリヤス製品をい、毛布及び肩掛類は、第一次製品とみなす。

第三条 この法律において、「保税地域」とは、関税法(明治三十二年法律第六十一号)第二十九条ノ二(保税地域の定義)に規定する保税地域をいう。

(織維品消費税の担税者)

第三条 し、やし、織維品に課せられた織維品消費税は、当該し、やし、織維品の消費者が負担すべき建前のものとする。

(納稅義務者)

第四条 第一次製品の販売業者(製造業者を含み、小売業者を除く。以下同じ。)は、小売業者、縫製業者(第二次製品の製造業者をい、他人に委託して第一次製品を製造させた者を含む。以下同じ。)又は消費者に販売したし、やし、織維品の販売価格に応じ、織維品消費税を納める義務がある。

し、やし、織維品を保税地域から引

き取る者（以下「引取者」という。）は、その引き取るしやし織維品の引取価格に応じ、織維品消費税を納める義務がある。但し、第一次製品の販売業者が引き取る場合は、この限りでない。

（非課税）

第五条 左の各号の一に該当するしやし織維品には、織維品消費税を課さない。

一 物品税法（昭和十五年法律第四十号）第一条第一項に掲げる物品に該当するもの又は同項に掲げる物品に該当する織維製品の製造の用に供するもの

一 輸出取引に係るもの

（兼業の場合の業態判定）

第六条 第一次製品の小売業又は第一次製品の製造業（以下「縫製業」という。）とともに小売業以外の第一次製品の販売業（製造業を含む。以下同じ。）を営む者がある場合において、その者が主として第一次製品の小売業又は縫製業を営んでいるときは、その者を第一次製品の小売業者又は縫製業者とみなし、その者が主として第一次製品の販売業を営んでいるときは、その者を第一次製品の販売業者とみなして、この法律を適用する。

（第一次製品の販売又は引取とみなす場合等）

第七条 第一次製品の販売業者が第一次製品をもつて第二次製品を製造して販売した場合（次項の規定により同項に規定する第二次製品を第一次製品の販売業者として販売したものとみなされる場合を含む。）

む。)においては、その販売の時に
おいて、その製造の用に供した第一次
次製品をその時の価格で縫製業者
に販売したものとみなす。

2 第一次製品の販売業者が第一次
製品の小売業者又は縫製業者とな
つた場合において、その者がその
小売業者又は縫製業者となつた時
に所持していた第一次製品又はそ
の者が第一次製品の販売業者とし
て所持していた第一次製品をもつ
て製造した第二次製品を販売した
ときは、これを第一次製品の販売
業者として販売したものとみな
す。

3 第一次製品について問屋業を営
む者が第一次製品の販売業者から
販売の委託を受けたしやし織維品
を販売した場合には、その
委託を受けた者がこれを第一次製
品の販売業者として販売したもの
とみなす。

4 物品税法第一条第一項に掲げる
物品に該当する第二次製品の製造
者が、当該第二次製品の製造の用
に供するため購入した第一次製
品を、その用途に供しないで転売
した場合には、これを第一
次製品の販売業者として販売した
ものとみなす。

5 第二次製品である服類を販売の
目的のために保稅地域から引き取
る場合においては、当該服類の製
造の用に供された第一次製品を引
き取るものとみなす。この場合に
おいては、第四条第二項但書の規
定は、適用しない。

6 税関長は、前項の規定により保
稅地域から引き取るものとみなさ
ない。

れる第一次製品について、その引
取価格の算定の基礎となる關稅の
課稅價格を關稅定率法第一条第二
項(輸入申告書に添附された書類
による課稅價格の決定)の規定に
よつて決定することができない場
合又は同法別表による税率の決定
が困難である場合には、当該服類
の關稅の課稅價格に当該服類に課
せられるべき關稅に相当する金額
を加えた金額の二分の一に相当す
る金額を当該第一次製品の引取価
格とすることができる。

(税率)

第八条 織維品消費稅の税率は、販
売價格又は引取価格の百分の十五
とする。

(税額算定の特例)

第九条 第一次製品の販売業者が販
売した第一次製品の対価の金額
が、当該第一次製品につき第一条
第一項各号の一に規定する価格に
基き算出した金額(以下「限界価
額」という。)をこえ、当該限界価額
と当該第一次製品につき前条の稅
率により算出した金額との合計額に
満たない場合においては、当該第
一次製品をしやし織維品とみな
し、その対価の金額と当該限界価
額との差額をその稅額とする。

(販売価格等の申告)

第十一条 第一次製品の販売業者は、販
売したしやし織維品について、第
一条第一項のいずれに該当す
るかの別に、毎月分のその数量及
び販売価格(前条の規定に該当す
るしやし織維品については、その
販売の対価の金額及び限界価額。

以下次条第一項及び第十二条第一
項において同じ。)の合計額を記
載した申告書を、翌月十日まで
に、その販売場の所在地(販売場
を設けていない場合には、その住
所地。以下同じ。)の所轄稅務署長
に提出しなければならない。但
し、その者が織維製品についての
營業を廃止したときは、その廃止
した日から十日以内に、その廃止
した日の属する月分の申告書を提
出しなければならない。

2 引取者は、第四条第二項但書の
規定の適用がある場合を除く外、
保稅地域から引き取るしやし織
維品について、第一条第一項各号
のいづれに該当するかの別に、そ
の数量及び引取価格の合計額を記
載した申告書を所轄稅務署長に提出
しなければならない。

(販売価格等の決定通知)

第十一条 前条第一項の規定による
申告書の提出があつた場合におい
て、当該申告書に記載された販売
価格の合計額が稅務署長において
調査したところと異なるとき、又
は当該申告書の提出がない場合に
は、稅務署長は、その調査によつ
て当該合計額を決定し、当該申告
書を提出した者又は当該申告書を
提出する義務がある者に、これを
通知する。

2 前条第二項の規定による申告書
の提出があつた場合において、當
該申告書に記載された引取価格の
合計額が稅關長において調査した
ところと異なるときは、稅關長
は、その調査によつて当該合計額

を決定し、當該申告書を提出した
者に、これを通知する。

(納期)

第十二条 第一次製品の販売業者が
販売したしやし織維品に係る織維
品消費稅は、その販売した月の翌
月末日を納期限として、徵収す
る。但し、第十条第一項但書の規
定に該当する場合には、當該申告書
の提出があつた後又は前
条第一項の規定により決定した販
売價格の合計額を通知した後直ち
に、その織維品消費稅を徵収す
る。

2

保稅地域から引き取るしやし織
維品について、第一条第一項各号
のいづれに該当するかの別に、そ
の数量及び引取価格の合計額を記
載した申告書を所轄稅務署長に提出
しなければならない。

(返還しやし織維品の稅額控除)

第十三条 第一次製品の販売業者が
その販売したしやし織維品の返還
を受けた場合には、その者
が当該返還の月の翌月中に徵収さ
れるべき織維品消費稅額から當該
しやし織維品につき当該販売に因
り徵收された、又は徵收されるべ
き織維品消費稅額(利子稅額及び
延滞加算稅額を除く。)に相当する
金額を控除し、なお控除すべき不
足額があるときは、その後に徵收さ
れるべき織維品消費稅額から順
次これを控除する。

2 前項の場合において、販売業
の廃止その他の事由に因り、しや
し織維品の返還を受けた月の翌月
以降に徵收されるべき織維品消費
稅額がないとき、又は徵收される
べき織維品消費稅額から控除して
なお不足額があるときは、控除す
べき金額又は不足額を還付する。

3 前二項の規定の適用を受けよう
とする者は、當該返還に係るしや
し織維品の品名、数量及び價格そ
の他参考となるべき事項を記載し
た書類を提出して、當該返還に係
る販賣場の所在地の所轄稅務署長
の確認を受けなければならない。

4 第二項の規定による還付を受け
ようとする者は、前項の書類の
外、還付を受けようとする旨を記
載した書類を當該返還に係る販賣
場の所在地の所轄稅務署長に提出
しなければならない。

5 第一次製品の小売業者又は縫製
業者が第一次製品の販売業者とな
つた場合において、その者が所持
している第一次製品のうちにしや
し織維品としてその者に販売され
たものがあるときは、當該しやし
織維品(既に第一項の規定の適
用を受けたものを除く。)は、その
者が販売し、且つ、その者がそ
第一次製品の販売業者となつた時
において返還を受けたものとみな
して、第一項の規定を適用する。
この場合において、同項中「當該
しやし織維品につき」とあるのは「
その者に當該しやし織維品を
販売した者が」とする。

6 第十四条 稅務署長又は稅關長は、
第一次製品の販売業者又は引取
者の納付べき織維品消費稅につ
き、政令で定めるところにより、
その稅額に相当する担保の提供が
あつたときは、一月以内その織維
品消費稅の徵收を猶予することが
できる。

(担保の種類)
第十五条 前条の規定により提供する担保の種類は、左に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 税務署長又は税関長において確実と認める社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。)

四 土地

五 火災保険に付した建物

六 税務署長又は税関長において確実と認める保証人の保証

七 前各号の外、政令に定めるもの

(担保の変換)

第十六条 第十四条の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供を命じた者の承認を受けた場合に限り、担保を変換することができる。

(担保の処分)

第十七条 第十四条の規定により金銭を担保として提供した納稅義務者

者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて織維品消費税の納付に充てることができる。

2 第十四条の規定により担保を提供した場合において、納稅義務者が納期限までに織維品消費税を納付しないときは、税務署長又は税關長は、直ちに、その担保である金銭は、織維品消費税に充て、金銭以外の担保物は国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分し、その代金をもつて織維品消費税及びその処分費に充て、また、保証人に対しては、その旨を通知し

て織維品消費税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は処分した代金をもつて織維品消費税及び処分費に充てなお不足があるときは、納稅義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき織維品消費税を完納しないときは、まず納稅義務者に対し滞納処分を行い、なお不足があるときは、又は不足があると認められるときは、保証人に對して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徵收法(明治三十年法律第二十一号)第三十一条財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納稅者とみなす。

5 前項の保証人は、国税徵收法(明治三十年法律第二十一号)第三十一条財産をかくす等の罪)の規定は、第十四条の規定により提供された担保物について準用する。

6 国税徵收法第七条ノ四第四項(担保物についての国税の先取権)の規定は、第十四条の規定により提供された担保物について準用する。

(利子税額)

第十八条 織維品消費税を徵收する場合において、納稅義務者が国税徵收法第六条(納稅の告知)の規定による指定納期日(第十四条の規定により徵收を猶予された場合においては、その猶予された納期日)までに織維品消費税額を完納しないときは、その未納に係る織維品

消費税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

2 第十四条の規定により担保を提供した場合において、納稅義務者が納期限までに織維品消費税を納付しないときは、税務署長又は税關長は、直ちに、その担保である金銭は、織維品消費税に充て、金銭以外の担保物は国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分して、その代金をもつて織維品消費税額に対し、当該納期日(第十四条第三項の規定により織維品消費税を徵收する場合においては、その未納に係る織維品消費税額に対し、当該納期日が第十二条に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限)の翌日から当該織維品消費税額を納付する日までの日数

に応じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を織維品消費税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納稅義務者がその未納に係る織維品消費税額の一部を納付したときは、その納付日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる織維品消費税額は、同項の未納に係る織維品消費税額からその一部納付による。

3 利子税額計算の基礎となる織維品消費税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該織維品消費税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合においては、当該納稅義務者が納付した織維品消費税額が同項の未納に係る織維品消費税額に達するまでは、その納付した税額は、当該織維品消費税額に充てられたものとする。但し、国税徵收法第二十八条(公売代金等の充当又は配分)の規定の適用を妨げない。

(卸売業者たる証明書の提示等)

第十九条 第一次製品の販売業者が、しやし織維品を小売業者、織製業者及び消費者以外の者(以下「卸売業者」という。)に販売する場合においては、当該販売業者は、当該しやし織維品の購入者に対する

販売の新設、廃止若しくは移転(販売場を設けていないときは、住所の移転)をしようとする者は、住政令で定めるところにより、その旨を販売場の所在地の所轄税務署に申告しなければならない。

2 前項の規定は、販売業者とともに、当該納稅義務者が納付した織維品消費税額が同項の未納に係る織維品消費税額に達するまでは、その納付した税額は、当該織維品消費税額に充てられたものとする。但し、国税徵收法第二十八条(公売代金等の充当又は配分)の規定の適用を妨げない。

(記帳義務)

第二十一条 第一次製品の販売業者は、その販売したしやし織維品の仕入及び販売について、その年月日、品名、数量、単価及び価格並びに

2 前項の規定は、第一次製品の販売業者が、しやし織維品を小売業者、織製業者及び消費者以外の者(以下「卸売業者」という。)に販売する場合においては、当該販売業者は、当該しやし織維品の購入者に対する

ことを証する書類の提示を求めることができる。

2 第一次製品の卸売業者は、その販売場の所在地の所轄税務署に申請し、第一次製品の卸売業者であることの証明書の交付を受けることができる。

(販売業の開業等の申告義務)

第二十二条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人は、合併に因り消滅した法人の左に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む。)は、被相続人(包括遺贈者を含む。)の左に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

(申告義務等の承継)

第二十三条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員(以下「当該職員」という。)は、織維品消費税の賦課及び徵収のため必要があるときは、納稅義務がある者又は納稅義務があると認められる者に質問し、若しくはこれらの者の所持する営業に関する帳簿、書類若しくはしやし織維品と認められる物を検査し、又はこれらの者の取引の相手方である営業者に質問することができる。

2 当該職員は、織維品消費税の調査について必要があるときは、織製品の販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に対して、その団体員の

織維製品の販売に關し参考となるべき事項を諮詢することができる。

3 当該職員は、第一項の規定による質問又は検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 詐偽その他不正の行為により、織維品消費税を免かれ、又は免かれようとした者

二 詐偽その他不正の行為により、第十三条第二項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係るし、し、織維品に対する織維品消費税又は還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

3 第一項第一号の場合においては、第十二条の規定にかかる偽りの申告をした者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十五条 第十条第一項又は第二項の規定による申告をせず、又は偽りの申告をした者は、十万円以下

第二十六条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

第一條中「及び揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)を、揮発油税法(昭和二十四年法律第四号)及びしやし織維品の課税に関する法律(昭和二十四年法律第四号)に改める。」

第七条中「及び揮発油税」を「揮発油税及び織維品消費税」に改めれる。

第十二条第三項中「及び揮発油税法第五条を、揮発油税法第五条及びしやし織維品の課税に関する法律第四条に改める。」

第十三条中「入場税」の下に「、織維品消費税」を加える。

11 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

○植木政府委員 ただいま議題と相なりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案外五法案につきまして、提案の理由を申し上げます。

第百十九条中「入場税」の下に「、織維品消費税」を加える。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案について説明申し上げます。国民金融公庫は、昭和二十四年六月に資本金十三億円をもつて発足して以来、数回にわたる増資と、資金運用部に連なる貸付を行い、国民大衆の資金需要にこたえて來たのであります。この資金需要は、昭和二十九年度においても相当の額に達することが予想され、一段落いたし、財産税の課税もほぼ完了した現在では、その目的をすでに達成いたしております。たゞ、終戦後の引揚者の大部分は、その間に寄託せしめられたまま、現在までこれを新日本銀行券と引きかえる機会が与えられていなかつたのであります。

庫法の資本金の規定を改正することと

いたのであります。これにより昭和二十九年度におきましては、右出資金の増加二十億円のほか、資金運用部から借入金七十億円、既往貸付金の回収金等約二百五十億円を予定いたしましたので、合計約三百四十億円の資金が確保されることと相なり、資金運用部への返済金二十一億円を差引いてなお約三百二十億円の貸出しが可能となる次第でござります。

次に、最近における中小企業金融の重要性にかんがみまして、公庫の業務の適正な運営をはかりますために、国民金融審議会の委員に新たに中小企業庁を代表する者を加えることといたしましたのであります。

次に、日本銀行券預入令等を廃止する法律案につきまして説明申し上げます。

この法律案は、さきに終戦直後の経済の緊急事態に対処するため制定された日本銀行券預入令を関係法令とともに廃止し、あわせて所要の経過措置を規定いたそつとするものであります。

同令は、御承知のように昭和二十一

年三月二日以前に流通していた旧日本銀行券の強制通用力を失わせることとも

また日本銀行券預入令を規定いたそつとするものであります。

同令は、御承知のように昭和二十一

年三月二日以前に流通していた旧日本銀行券預入令を規定いたそつとするものであります。

同令は、御承知のように昭和二十一

年三月二日以前に流通していた旧日本銀行券預入令を規定いたそつとするものであります。

す。昨年九月以降旧日本銀行券の税関による保管をとりやめることとなつたのに伴いまして、これらの者に引換の機会を与えることが適当であると考えられます。

いわゆる宝くじは、当せん金附証票法に基きまして、政府、都道府県、五市及び戦災都市にのみその発売が認めて、これら引揚者及び今後の引揚者の携帯した旧日本銀行券の引きかえについて所要の規定を設けることとした次第であります。この引きかえにあたりましては、国内おりました者との負担の均衡を考慮いたしまして、その持続り旧日本銀行券が五万円以下である場合には、全額の引きかえを認めることとし、五万円を越える場合には、そのこえる金額の七割を交換することといたしました。これによりまして、現までの引揚者について見ますと、その九九・九%以上が全額の引きかえを認められることと相なるわけであります。またこの措置を周知されますと、今後の引揚げにあたつて国外において不當に旧日本銀行券を入手して帰国する場合が発生することも考慮いたしました。引きかえの最高限を二十万円と定めることといたしました。

以下本法律案につきまして、その大

公團体の財政資金調達のための暫定措置として実施されたものであり、経済の正常化に伴い、なるべく早い機会に廃止されるべきものであります。

ます。

次に、当せん金附証票法の一部を改

正する法律案につきまして説明いたします。

政府といしましては、右の趣旨に

より、最近の経済状勢にかんがみまし

ます。

たのであります。

法に基きまして、政府、都道府県、五市及び戦災都市にのみその発売が認めて、これら引揚者及び今後の引揚者の携帯した旧日本銀行券の引きかえについて所要の規定を設けることとした次第であります。この引きかえにあたりましては、国内おりました者との負担の均衡を考慮いたしまして、その持続り旧日本銀行券が五万円以下である場合には、全額の引きかえを認めることとし、五万円を越える場合には、そのこえる金額の七割を交換することといたしました。これによりまして、現までの引揚者について見ますと、その九九・九%以上が全額の引きかえを認められることと相なるわけであります。またこの措置を周知されますと、今後の引揚げにあたつて国外において不當に旧日本銀行券を入手して帰国する場合が発生することも考慮いたしました。引きかえの最高限を二十万円と定めることといたしました。

以下本法律案につきまして、その大

公團体の財政資金調達のための暫定措置として実施されたものであり、経

済の正常化に伴い、なるべく早い機会に廃止されるべきものであります。

ます。

次に、当せん金附証票法の一部を改

正する法律案につきまして説明いたし

ます。

政府は、昭和二十九年度予算に関連

する法律案について、説明いたしま

す。

政府は、昭和二十九年度予算に関連

する法律案について、説明いたしま

す。

して税制の改正を行ふこととし、すでに

所得税法の一部を改正する法律案等を

提出して御審議を願つてゐるのであり

ますが、さらに今次の税制改正の一環

にて所要の規定を設けることとした次

第であります。この引きかえにあたりましては、国内おりました者との負

担の均衡を考慮いたしまして、その

持続り旧日本銀行券が五万円以下であ

る場合には、全額の引きかえを認める

こととし、五万円を越える場合には、

そのこえる金額の七割を交換すること

といたしました。これによりまして、現までの引揚者について見ますと、その九九・九%以上が全額の引きかえを認められることと相なるわけであります。またこの措置を周知されますと、今後の引揚げにあたつて国外において不當に旧日本銀行券を入手して帰国する場合が発生することも考慮いたしました。引きかえの最高限を二十万円と定めることといたしました。

以下本法律案につきまして、その大

公團体の財政資金調達のための暫定

措置として実施されたものであり、経

済の正常化に伴い、なるべく早い機会に廃止されるべきものであります。

ます。

次に、当せん金附証票法の一部を改

正する法律案につきまして説明いたし

ます。

政府といしましては、右の趣旨に

より、最近の経済状勢にかんがみまし

ます。

たのであります。

法に基きまして、政府、都道府県、五市及び戦災都市にのみその発売が認

めて、これら引揚者及び今後の引揚者の

携帯した旧日本銀行券の引きかえにつ

いて所要の規定を設けることとした次

第であります。この引きかえにあたりましては、国内おりました者との負

担の均衡を考慮いたしまして、その

持続り旧日本銀行券が五万円以下であ

る場合には、全額の引きかえを認める

こととし、五万円を越える場合には、

そのこえる金額の七割を交換すること

といたしました。これによりまして、現までの引揚者について見ますと、その九九・九%以上が全額の引きかえを認められることと相なるわけであります。またこの措置を周知されますと、今後の引揚げにあたつて国外において不當に旧日本銀行券を入手して帰国する場合が発生することも考慮いたしました。引きかえの最高限を二十万円と定めることといたしました。

以下本法律案につきまして、その大

公團体の財政資金調達のための暫定

措置として実施されたものであり、経

済の正常化に伴い、なるべく早い機会に廃止されるべきものであります。

ます。

次に、当せん金附証票法の一部を改

正する法律案につきまして説明いたし

ます。

政府といしましては、右の趣旨に

より、最近の経済状勢にかんがみまし

ます。

たのであります。

法に基きまして、政府、都道府県、五市及び戦災都市にのみその発売が認

めて、これら引揚者及び今後の引揚者の

携帯した旧日本銀行券の引きかえにつ

いて所要の規定を設けることとした次

第であります。この引きかえにあたりましては、国内おりました者との負

担の均衡を考慮いたしまして、その

持続り旧日本銀行券が五万円以下であ

る場合には、全額の引きかえを認める

こととし、五万円を越える場合には、

そのこえる金額の七割を交換すること

といたしました。これによりまして、現までの引揚者について見ますと、その九九・九%以上が全額の引きかえを認められることと相なるわけであります。またこの措置を周知されますと、今後の引揚げにあたつて国外において不當に旧日本銀行券を入手して帰国する場合が発生することも考慮いたしました。引きかえの最高限を二十万円と定めることといたしました。

以下本法律案につきまして、その大

公團体の財政資金調達のための暫定

措置として実施されたものであり、経

済の正常化に伴い、なるべく早い機会に廃止されるべきものであります。

ます。

次に、当せん金附証票法の一部を改

正する法律案につきまして説明いたし

ます。

政府といしましては、右の趣旨に

より、最近の経済状勢にかんがみまし

ます。

たのであります。

法に基きまして、政府、都道府県、五市及び戦災都市にのみその発売が認

めて、これら引揚者及び今後の引揚者の

携帯した旧日本銀行券の引きかえにつ

いて所要の規定を設けることとした次

第であります。この引きかえにあたりましては、国内おりました者との負

担の均衡を考慮いたしまして、その

持続り旧日本銀行券が五万円以下であ

る場合には、全額の引きかえを認める

こととし、五万円を越える場合には、

そのこえる金額の七割を交換すること

といたしました。これによりまして、現までの引揚者について見ますと、その九九・九%以上が全額の引きかえを認められることと相なるわけであります。またこの措置を周知されますと、今後の引揚げにあたつて国外において不當に旧日本銀行券を入手して帰国する場合が発生することも考慮いたしました。引きかえの最高限を二十万円と定めることといたしました。

以下本法律案につきまして、その大

公團体の財政資金調達のための暫定

措置として実施されたものであり、経

済の正常化に伴い、なるべく早い機会に廃止されるべきものであります。

ます。

次に、当せん金附証票法の一部を改

正する法律案につきまして説明いたし

ます。

政府といしましては、右の趣旨に

より、最近の経済状勢にかんがみまし

ます。

たのであります。

法に基きまして、政府、都道府県、五市及び戦災都市にのみその発売が認

めて、これら引揚者及び今後の引揚者の

携帯した旧日本銀行券の引きかえにつ

いて所要の規定を設けることとした次

第であります。この引きかえにあたりましては、国内おりました者との負

担の均衡を考慮いたしまして、その

持続り旧日本銀行券が五万円以下であ

る場合には、全額の引きかえを認める

こととし、五万円を越える場合には、

そのこえる金額の七割を交換すること

といたしました。これによりまして、現までの引揚者について見ますと、その九九・九%以上が全額の引きかえを認められることと相なるわけであります。またこの措置を周知されますと、今後の引揚げにあたつて国外において不當に旧日本銀行券を入手して帰国する場合が発生することも考慮いたしました。引きかえの最高限を二十万円と定めることといたしました。

以下本法律案につきまして、その大

公團体の財政資金調達のための暫定

措置として実施されたものであり、経

済の正常化に伴い、なるべく早い機会に廃止されるべきものであります。

ます。

次に、当せん金附証票法の一部を改

正する法律案につきまして説明いたし

ます。

政府といしましては、右の趣旨に

より、最近の経済状勢にかんがみまし

ます。

たのであります。

法に基きまして、政府、都道府県、五市及び戦災都市にのみその発売が認

めて、これら引揚者及び今後の引揚者の

携帯した旧日本銀行券の引きかえにつ

いて所要の規定を設けることとした次

第であります。この引きかえにあたりましては、国内おりました者との負

担の均衡を考慮いたしまして、その

持続り旧日本銀行券が五万円以下であ

る場合には、全額の引きかえを認める

こととし、五万円を越える場合には、

そのこえる金額の七割を交換すること

といたしました。これによりまして、現までの引揚者について見ますと、その九九・九%以上が全額の引きかえを認められることと相なるわけであります。またこの措置を周知されますと、今後の引揚げにあたつて国外において不當に旧日本銀行券を入手して帰国する場合が発生することも考慮いたしました。引きかえの最高限を二十万円と定めることといたしました。

以下本法律案につきまして、その大

公團体の財政資金調達のための暫定

措置として実施されたものであり、経

済の正常化に伴い、なるべく早い機会に廃止されるべきものであります。

ます。

次に、当せん金附証票法の一部を改

正する法律案につきまして説明いたし

ます。

政府といしましては、右の趣旨に

より、最近の経済状況にかんがみまし

ます。

たのであります。

法に基きまして、政府、都道府県、五市及び戦災都市にのみその発売が認

めて、これら引揚者及び今後の引揚者の

携帯した旧日本銀行券の引きかえにつ

いて所要の規定を設けることとした次

第であります。この引きかえにあたりましては、国内おりました者との負

担の均衡を考慮いたしまして、その

持続り旧日本銀行券が五万円以下であ

る場合には、全額の引きかえを認める

こととし、五万円を越える場合には、

そのこえる金額の七割を交換すること

といたしました。これによりまして、現までの引揚者について見ますと、その九九・九%以上が全額の引きかえを認められることと相なるわけであります。またこの措置を周知されますと、今後の引揚げにあたつて国外において不當に旧日本銀行券を入手して帰国する場合が発生することも考慮いたしました。引きかえの最高限を二十万円と定

当額との差額に相当する金額を積み立てることができることとしておりま

す。

次に、法人の過少資本の是正等に資するため、製造業、鉱業、建設業、運輸及び通信業、卸売業等一定種類の事業を営む法人が、本年二月一日から

三年間のうちに増資を行つた場合は、資産再評価及び減価償却を一定限度以上行つており、かつ配当率が年二割以下であることを条件として、増資後二年間において、その増資額に対してなされる配当金額については、有償増資の場合においては、年一〇%相当額、但し、再評価積立金の資本組入による増資の場合においては、同族会社以外の法人に限り、年五%相当額を限度として、法人税を免除することとしております。

次に、法人の交際費等の濫費の抑制に資することといたしますため、資本金五百万円以上の法人が今後三年内の各事業年度において支出した交際費等の額が、基準年度の交際費等の額の七割相当額または当該事業年度の取引金額に一定割合を乗じて計算した金額の額が、その越えるときは、その越える金額の二分の一を損金に算入しないことといたします。

次に、プラント輸出の促進及び輸出商社の強化に資するため、輸出所得の特別控除制度について、プラント輸出の場合の控除率を現行の三%から五%に引き上げることとともに、輸出商社の輸出所得に対する控除限度額を引き上げるための措置を講ずること、いたしております。

次に、鉱山業の特殊性に顧み、新鉱床の探鉱費及び採鉱費並びに新鉱床の買取費用について、これらの費用を支出した

め、新鉱床の探鉱用の機械設備の取得については、これらの費用を支出した年度において、当該金額の三分の一相当額を必要な経費または損金に算入することを認めることいたしております。

す。

以上のほか、農地等が農地法の規定により買収された場合について、土地収用法による收用の場合と同様な所得税の軽減措置を講ずることとし、また農林漁業組合に対する現行の特別免稅措置について、本措置の趣旨を明らかにするための改訂を加えるなど、所要の改訂を行ふこととしているのであります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現在、食糧の買入れ数量糧の買入代金等の財源に充てるため、食糧証券の発行限度額及び借入金等をすることができる限度額は、通じて最高二千四百億円となつておりますが、昭和二十八年産米の生産者価格の引上げが行われましたほか、昭和二十九年度におきましては、米穀の買入れ数量の増加が見込まれますので、この会計の運営を円滑にするため、その限度額を三百億円引上げ、二千六百億円とし

ようとするものであります。

次に、今国会におきまして、別途御審議を願つております農産物検査法の一部を改正する法律案により、従来収入印紙をもつて納付させていた農産物の検査手数料を農産物検査印紙をもつて納付させることとしようとするのに伴いまして、食糧管理特別会計法の歳

入歳出等の規定につきまして所要の改正を加えようとするものであります。

次に、しゃし纖維品の課税に関する法律案について、提案の理由を説明いたします。

政府は、さきに租税負担の調整及び

資本蓄積の促進をはかるため、所得税、法人税等の直接税について、その軽減合理化をはかることとし、これに伴い、间接税についてはある程度の増徴を行ふこととしているのであります。しかし現行の间接税の増徴だけではその増収額にもおのづから限界がありますから最近におきまして纖維品の消費状況さらには現在消費税を課せられる物品の範囲も相当広汎にわたつている点等に顧み、これらの消費税の課税物品との負担の均衡をはかる等のため、纖維品のうち奢侈的と認められるものに対して新たに纖維品消費税を課すこととし、ここに奢侈纖維品の課税に関する法律案を提出した次第であります。

第二に、纖維品消費税の納稅義務者税を課せられるものの割合は、数量で七%程度にすぎないものと推定され、従つて本税が大衆負担となるおそれはないものと考えてゐるのであります。

第三に、纖維品消費税の納稅義務者税を課せられたるものは、なるべく消費に近い段階で課税することを適当とする

につきましては、一面消費税の負担の適正をはかるためには、なるべく消費につきましては、なるべく消費に

従つて本税が大衆負担となるおそれはないものと考へてゐるのであります。

第四に、纖維品消費税の納稅義務者税を課せられたるものは、なるべく消費に近い段階で課税することを適当とする

につきましては、一面消費税の負担の適正をはかるためには、なるべく消費につきましては、なるべく消費に

従つて本税が大衆負担となるおそれはないものと考へてゐるのであります。

第五に、纖維品消費税の納稅義務者税を課せられたるものは、なるべく消費に近い段階で課税することを適当とする

につきましては、一面消費税の負担の適正をはかるためには、なるべく消費につきましては、なるべく消費に

従つて本税が大衆負担となるおそれはないものと考へてゐるのであります。

千円の免稅点を設けることとしているのであります。この案によりますと、たとえば着尺地等は小売価格でおおむね二万六千円程度までのものは、い

うとうと配慮しているのであります。

以上のほか、申告及び記帳の義務等について所要の規定を設けることとし

ます。

本議会始まつて以来、あなたはお職務をいとも懇切に説明なさつておられま

す。つい過日までは主税局関係の法案か

と思います。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申します。

以上この法律案につきまして提案の理由を申し上げたのであります。なお纖維品消費税の税収は、昭和三十一年度におきまして八十五億円を予定して

いるのであります。なお纖維品消費税は、その創設の趣旨に顧みまして、その実施期間を昭和三十一年三月三十一日までとしているのであります。

以上がこの六法律案の提案の理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申します。

○福田(繁)委員 議事進行。私は植木政務次官に伺いたいのですが、本議会始まつて以来、あなたはお職務をいとも懇切に説明なさつておられま

す。つい過日までは主税局関係の法案か

と思います。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申します。

以上がこの六法律案の提案の理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申します。

実情に即した便宜な取扱いをすることといたしまして、徵稅に無理を生じな

いように配慮しているのであります。

以上のほか、申告及び記帳の義務等について所要の規定を設けることとし

ます。

本議会始まつて以来、あなたはお職務をいとも懇切に説明なさつておられま

す。つい過日までは主税局関係の法案か

と思います。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申

ます。

以上がこの六法律案の提案の理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申します。

○植木(繁)委員 議事進行。私は植木政務次官に伺いたいのですが、本議会始まつて以来、あなたはお職務をいとも懇切に説明なさつておられま

す。つい過日までは主税局関係の法案か

だと思います。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申

ます。

以上がこの六法律案の提案の理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申します。

なた御承知の通り。そこで大蔵省は一休今議会に対してもどの程度の法案を今日の政局の段階としてお出しになられる御予定であるかということを、一応伺いたいのであります。

○植木政府委員 今国会に大蔵省所管の関係で提出見込みの法律案は、かつてその件名その他について申し上げたことがあります。その件名その他の件について申し上げたことはあるかと思いますが、せつから審査その他の調査を急ぎましてお出ししておるのであります。なお若干出ておらない分がございます。この点はなはだ申訳なく存じておるのであります。

が、関係の向きとの調整その他協議に若干ひまどりております点がござりますので、今日以後なるべく早くすべて提出する運びにしたいと思つております。もつとも最初考えておりましたうので、今はや一、二出さないことに大体決定しておるものもござりますので、当初申し上げた全部には及ばぬかと考えておる次第でございます。

○福田(繁)委員 よくわかりました。私たの手元にある昭和二十九年二月九日現在の内閣から出されました十九国会においての提出予定法案の中に、確かにあなたがおつしやいましたごく、六十一年の法律案を出されるという御予定は、われくはしかとこの通り承つておるのであります。これは今申しましたように、四海波静かな二月九日の当時の御予定であつた。政治といふもののは御承知のように生きものであります、ことに先ほど申しましたよう、本日の状態といたしまして、依然として政局四海波静かに治まつたところには御予定を今お遂行される御方針であるかどうか、これを承つておきたい。

○植木政府委員 大蔵当局いたしましては、もちろん今日の政局の推移も頭に入れつつ、しかも来年度の財政経済の運営上必要な分についてはぜひひととがるかと思いますが、せつから審査その他の調査を急ぎましてお出ししておるのであります。なお若干出ておらない分がござります。この点はなはだ申訳なく存じておるのであります。

○福田(繁)委員 私はこういつたことをあなたに申し上げるのじやなくて、小笠原大蔵大臣に本日申し上げたい、

こういうふうに考えておつたのであります。小笠原三九郎大臣は、御承知のように予算委員会で御苦勞されておられますので、本日出席してもらうのもどうかと思い、遠慮して副大臣のあなたに申し上げるのです。われく野党のものが、今申したように政局不安云々ということを臆測いたしまして、もともと申しあげたときに吉田総理はあくまでもこの時局を乗り切るのだ、勢い自由党様におかれましては、一致結束してこれを押し切るのだということもおいては、ここに吉田総理はあくまでわれくはほのかに伺つておるのであります。この状態から推しましても、はたしてこの政局の分野と、そして院一尺外の世間にあつたがおつしやいましたこと伺

立場を遵奉いたしまして比較的御協力を申し上げておつたわけなんです。

そこで私はあなたに申し上げたいの頭に入れつつ、しかも来年度の財政経済の運営上必要な分についてはぜひひととがるかと思いますが、せつから審査その他の調査を急ぎましてお出ししておるのであります。この点はなはだ申訳なく存じておるのであります。この六十一の法律案をも御審議をお願いして、そして早くその成立を期したいと考えておる次第であります。

○福田(繁)委員

私はこういつたことをあなたに申し上げるのじやなくて、小笠原三九郎大臣は、御承知のように予算委員会で御苦勞されておられますので、本日出席してもらうのもどうかと思い、遠慮して副大臣のあなたに申し上げるのです。われく野党のものが、今申したように政局不安云々といふことを臆測いたしまして、もともと申しあげたときに吉田総理はあくまでもこの時局を乗り切るのだ、勢い自由

党様におかれましては、一致結束してこれを押し切るのだということもおいては、ここに吉田総理はあくまでわれくはほのかに伺つておるのであります。この状態から推しましても、はたしてこの政局の分野と、そして院一尺外の世間にあつたがおつしやいましたこと伺

立場を遵奉いたしまして比較的御協力を申し上げておつたわけなんです。

そこで私はあなたに申し上げたいの頭に入れつつ、しかも来年度の財政経済の運営上必要な分についてはぜひひととがるかと思いますが、せつから審査その他の調査を急ぎましてお出ししておるのであります。この点はなはだ申訳なく存じておるのであります。この六十一の法律案をも御審議をお願いして、そして早くその成立を期したいと考えておる次第であります。

○福田(繁)委員 わかりました。私が立場を遵奉いたしまして比較的御協力を申し上げておつたわけなんです。

そこで私はあなたに申し上げたいの頭に入れつつ、しかも来年度の財政経済の運営上必要な分についてはぜひひととがるかと思いますが、せつから審査その他の調査を急ぎましてお出ししておるのであります。この点はなはだ申訳なく存じておるのであります。この六十一の法律案をも御審議をお願いして、そして早くその成立を期したいと考えておる次第であります。

よつてお出しなされて、今日この状態になつて、どうでもこうでも乗り切らうと思ひますならば、大体この六十一の法案でどの程度が審議未了になるか、それが否決になるかということはあります。この六十一の法案を再検討して、先ほどおつしやつたよつた国民金融公庫の法案とかいう中小企業に実際役立つ法案を重点的に通され、不備きわどくおつしやつたよつた国民金融公庫の法案などおつしやつたよつた国民金融公庫の法案などをやろうと思ひますれば、少くとも上程される役所側におかれられて、露骨に言ひますならば大蔵大臣なり政務次官を中心におられまして、各局長の思想統一をおとりになられて、この法案上程の合理的な方法を検討してもらいたいと思うのでござります。

○千葉委員長 次に、ただいま御説明法をやろうと思ひますれば、少くとも上程される役所側におかれられて、露骨に言ひますならば大蔵大臣なり政務次官を中心におられまして、各局長の思想統一をおとりになられて、この法案上程の合理的な方法を検討してもらいたいと思うのでござります。

○植木政府委員 私といいたしましては、なるほどでき得る限りの法案を慎重に審議いたしますけれども、こういうふうに努力いたす覚悟でござります。

○千葉委員長 次に、ただいま御説明申上げたいと思ひます。もつと露骨に言ひますならば大蔵大臣なり政務次官を中心におられまして、各局長の思想統一をおとりになられて、この法案上程の合理的な方法を検討してもらいたいと思うのでござります。

○植木政府委員 ただいまの御忠言、つつしんで拝聴いたします。今後の提唱につきましては、なるべく御趣旨に沿いますように努力いたす覚悟でござります。

○千葉委員長 次に、ただいま御説明申上げたいと思ひます。もつと露骨に言ひますならば大蔵大臣なり政務次官を中心におられまして、各局長の思想統一をおとりになられて、この法案上程の合理的な方法を検討してもらいたいと思うのでござります。

○大月説明員 銀行局関係の三つの法案について、条文に即しまして簡単に御説明申上げたいと思ひます。もつと露骨に言ひますならば、できれば主税局関係は主税局関係で——もう大体今日高所に立たれて、ほんとうに吉田総裁の命令を受け、この時局を收拾する意味合いでおいての再検討を加えんといふことを、あなたは大蔵政務次官として次官会議においてなり、あるいは大臣に申し上げて、善処される御方針、御意図があるかないかということを伺いたいと思う。

○植木政府委員 私といいたしましては、ただいまのお言葉十分参考にはいたしましたけれども、本日までに提出いたしました諸法律案につきましては、何とぞ皆様の御協力によりまして成立を期したいと存じます。なお今後提出すべき法律案につきましては、先ほども申し上げましたように、その緩急をはかりまして若干調整いたしまして、出さないで済むものもあり得るかと、かように考えておる次第でござります。

○福田(繁)委員 わかりました。私もでき得る限り國民の声を声といたして、現内閣に対しても協力する点は率直に力する、苦言を呈するところは率直に呈するということで、これから本会期に對してお接いたしたい、こう実は考えております。

○植木政府委員 ただいまの御忠言、つつしんで拝聴いたします。今後の提唱につきましては、なるべく御趣旨に沿いますように努力いたす覚悟でござります。

は、新日本銀行券が流通いたします間にも、印刷の都合その他もありますし、一部旧日本銀行券に証紙を張りますとして、これが新日本銀行券と同様の効力を持つて流通されたわけでございまして、その暫定措置に関する勅令でございます。

第三の法律は、旧日本銀行券を回収して参るわけでありますが、そのうち未回収残高が残るわけでございます。これは本来日本銀行の利益となるべき性質のものでございませんので、最終的に未回収になりました部分は、国庫に納付せしめるという建前になつておるわけですが、暫定的に未回収の分を推定いたしまして、現在七億円の納付金をすでに徴しておるわけあります。これが、かりに未回収残高がそれよりも少くなつたという場合におきましては、国庫へ納付し過ぎということになりますので、その差額は後に国庫からさらに日本銀行へ交付する、こういう意味の調整のための法律でございます。

それからこの附則は、主として現在残つております旧日本銀行券の中で、引揚者が持ち帰つて參りましたものをどういうふうに新日本銀行券に交換するかということを中心といたしました経過措置でありますし、あわせて現在裁判所に領置してござります分が返還になります場合の交換のことを規定してあるわけであります。

具体的に旧日本銀行券がどういう状況になつておるかということにつきましては、お手元にお配り申し上げてあります旧銀行券の処理状況という表がござりますので、これを「らん願いたいと思います。

昭和二十一年三月末の銀行券発行額は二百三十三億あつたわけであります。が、そのうち旧日本銀行券で未回収額が四十五億余になつております。このうち引きかえの措置によりまして引きかえました額が十六億三千万ばかりございますので、その差引二十八億八千三百萬幾らという金額が、まだ回収をして残つておるわけであります。この中にはどういうようになつておるかといふことがはつきりいたしませんがござりますので、推定が入つておるわけであります。これを分類いたしましてみますと、国内関係、国外関係、差引方不明分、こういうようになります。おるわけであります。国内関係では、検察庁に保管されておりますものが五十七万幾ら、税関が引揚げ保管いたしましたものが二千四百四十三万幾ら、これが今回審議をいたさりますが内南洋において接收いたしたもののが内南洋で保管いたしておりますものが四百四十九万幾らございます。それから旧円と新円との交換をやつております間に、日本銀行に対しまして交換をしてくれという要求がございましたが、法令の建前上交換ができるないといふふうなものにつきまして、日本銀行が、できるだけそれは預かりいたしましたが、法金の建前上交換ができないもの、これに列挙してありますよな関係で、全体といたしまして十六億ばかりござります。そういたしますと、差

不明になつておるわけでござりますが、その内訳はいずれも不確実な情報によるものでござりますけれども、十二億四千八百万程度のものが行きました。それで、この上種棄されたといわゆるものが二億ばかり、南樺太でソ連に接収されたものが八千万、それから連合軍が燃棄したものが二百万、大体こういうような推定になつておるわけでございます。注にござりますように、現在未引きかえ額の二十八億のうちで、七億は国庫に納付済みであります。これが後ほど法律で調整をするという建前のものでございます。この三千四百万の金の処置でござりますが、一項におきましては、公布の日から六箇月以内で、できるだけ早く施行するという趣旨で表わしてあります。現在まで税闘に保管しておりますものは逐次返還をいたしております。しかし從来の引揚者の中で遠隔の地におられる者もござりますし、これに周知徹底せしめる時間あるいは交換のための準備の時間等をこれは見る処置でござります。

する、それからその後帰つて参りました人につきましては、本邦に到着した日から一箇月以内にする、こういふことがあります。第三号に掲げてござりますが、具体的な方法といたしましては、税関において、この法律に基きましてそぞの場で交換して渡すという手続をとりたいと存じますので、支障はないものと考えておるわけであります。

第三項は、新日本銀行券に対する引きかえの割合でございまして、一号は、原則といたしまして、持つて帰りました旧日本銀行券の券面金額の合計が五万円以下である場合は、一対一の割合で全額引きかえをする。第二号は、もしその金額が五万円を越えておられますときは、五万円超の部分につきまして、一円対七十銭、つまり七〇%の割合で交換をする。しかしその引きかえの最高金額を二十万円とするということであります。この五万円といふ点につきましては、従来の金融緊急措置令その他の措置によりまして第一封鎖となつた金額、あるいは第二封鎖の切捨率等を勘案いたしたわけであります。具体的には、金融緊急措置令によりまして第一封鎖となりました金額が一人につきまして一万五千円、一箇月につきまして三万二千円という金額があつたわけでございます。それから郵便貯金につきましては、第二封鎖の切捨率は一律に三〇%ということにしてあるわけでございます。それから全国の銀行の第二封鎖の最初の切捨率は六九%、これは残つた分でございません。切つた分が六九%、但しの点は、後ほど逐次整理の進捗するに伴い

まして返して参つておりますので、ある金融機関につきましては、全額返つておる、ある金融機関につきましては、その後そのままになつておるといふいろいろな段階がござりますが、そういうような数字を勘案いたしまして、五万円及び七〇%という数字が竟当であろうと考えたわけであります。それから二十万円につきましては、引揚者の携帶して参りました日本銀行券の調べというのがございますが、最高にして、海外から今後引揚げる人が不正にかき集めるというよくなことをいたしまして帰國することを考えまして、今回の措置としてはさしつかえないけれども、今後の予防的措置として二十万円を考える、こういう趣旨であります。

で、さしあたりのところといたしましては、五億円の程度、これを三回転して大体年間十五億ということなります。それで、これに対する需要が非常に圧倒的に多くなります場合におきましては、また別途資金源捻出について考慮いたして参りたい、かように考えておる次第でございます。

○福田(繁)委員 議事進行について一言申し上げます。この金融問題の質疑応答に入りますれば、おそらく本委員会といたしましても二日、三日で尽きないと私は存するのであります。そこで政務次官に伺いたいのであります。が、実はこの大蔵委員会において、どうしましても先般申し上げましたように大蔵大臣並びに政務次官お二方どなたか御臨席願わないと、本問題の質疑応答並びに法案審議に困るということを申し上げておつたわけなのであります。今予算委員会の関係がありまして、ことにああいう各般の問題がありますので、大蔵大臣はたいへん御苦労であるといふので、われくの方からむしろ御同情、御推察申し上げて、来てもらわなくして、そしてあなたの御出席のものにこうして円満に委員会を進めつつあるのです。それを今聞くところによりますと、大蔵委員会はどうでもいいんだ、予算委員会の方に大蔵大臣一人では足らないのだ、あなたも分科会に行かなければならぬのだといふので、御退場されんとしておられたことを承つたのであります。そういうことになりますれば、大蔵委員会懸案もはなはだしよと思う。それじや私が先ほど申し上げましたように、時局柄われわれも御協力して法案審議に進むこと

はできません。大蔵大臣並びに政務次官がここにいてもられないことはわれ／＼は法案を審議することはできません。そこで、これは社会党なりません。この声なんです。言いかえれば、大蔵進党だけが言うのではありません。あなたのひざ元の自由党の幹部諸君すなはたで申し合せたわけなのです。それから、聞くところによりますれば、社会党の諸君も、また私もあなたに多少伺いたいと思つてゐる点があるのです。されど、いかがでござりますか、きよりの委員会はここはやりたいのではありませんが、大部分忙しいようですから、理事会の諸君も御理解くださいとおもつて、ほんのあと一時間くらいで委員会を開くのでございますが、それまであなた御臨席を続行してもらうわけに行かぬですか、どうですか、それを伺いたいと思います。

○福田(簞)委員 それでは社会党の説明をお許しを得まして、私は一問だけお譲りいたします。これは私は、実は予算委員会か本会議で伺いたかつたのであります。予算委員会が本会議にお伺いする、大蔵、政務次官、閣僚にお伺いする、時局柄より一層政局を混迷に陥れるというようなおそれがありますので、私は紳士的に遠慮を申し上げて、この大蔵委員会において植木副大臣と同伺いたいのです。

それはほかでもありませんが、今井上君からもお話をありました、この庶民金融にも多少関連がある。と申しますのは、御承知の今議会にも前国会にも吉田総理は、少くとも占領治下の要習慣と申しますか、占領政策の是正を適当に調整しなければいかぬということが施政方針にも大きくうたわれたわけなのです。われわれもその点は同感なんです。そこで当大蔵委員会において大蔵省から出されるところの法案なります。あるいは御答弁なりをつぶさに伺つておりますが、どうも大蔵省自身が依然として占領政策と申しますか、あるいは占領治下の風習といいますか、習慣といいますか、観念といいますか、そういう點が再検討てきておらないのじやなかろうかしらといきなり受けける点がしばしくあるのであります。たとえば今度も問題になつております所得税法案、この所得税法案を見ましても、御承知のように各委員から深刻なる質問がありまして、あまりに国民党のそれいのものからそうまで政務次官もおわかりのように各委員から

でしてとらなくとも、まだ他に、財源を求める道があつたのではないかといふ深刻なる御質問があつたわけです。私からもそれに関連しまして、例の外国人で日本に留しておる連中なんですが。これも講和會議が終えまして、もうすでに二箇年もたつておるのでありますから、外国人の所得に対する税について、もう少し独立国家にふさわしいような観点に立つて、検討を加える必要があるのではなからうか、これが一点。なほまた外国人に関連して出でるところの日本人のやみ不當所得、これをいかにして摘発して、いかにして適当なる課税をするか、そろして財源にするところの道を考えでおられる点があまりにも遅々としておるというきらいを受ける。これを具体的に申しますならばきりがございません。昨日も社会党の諸君の御質問に関連しました、あの家屋の賃貸料においてもその通り、われく日本人が、住宅再建のために、小さい借家をつくつて八百円だ、千円だ、一千円だといふ賃貸料をとると、どんく税金をとられる。しかるに三年も五年も外人を相手にして六畳間で二万、三万という所得をとつておるところの大邸宅を構えておるものに対しても、あまりにも税金がかけられていない。あるいは最近の新聞をごらんなすつてもおわかりの通りに、ありとあらゆる汚職の陰には外人がおどつておる。日本人が汚職によつて犠牲にさらされておりますけれども、むしろ実際上のより大きな利益を得ているのは外人だろうと思う。独立回復後においても依然としてこれが放置せられておる。たとえば物品税もそうございましよう。物品税のこと

きも、これはもう戦争中の税金なんだから撤廃したらどうか。ことに政府は物価を値下げさせとこらの方針をもつておるのだから、むしろこの際物価を上げるような意味になるところの物品税のごときは廢止したらどうかということを、しばらく申し上げておるのでありますけれども、どうしても財源の関係でぐあいが悪いのだ。こういうことを言うておるかと思いますと、昨日の新聞に出でておるところを見ますると、人もあるうに大蔵省の官僚と台湾人が共謀して、日本人が外国に売るところの国産カーメラ八千台とかいうものを機領して、莫大な物品税をしまかしておるところの台湾人がある。こういう点は、どうしても少し独立国家にふさわしいように、いわゆる占領治下の悪習慣といふものに再検討を加える必要がある。こういうことを言えば大蔵省所管にも限りがない。今井上君が申しました庶民金融でもその通り、これも人もあるうに朝鮮人に四十余億というような金をだまくらかされるというような金融機関もある。こういうような点を、大蔵省においても少し各般にわたつて検討され、そうして西ドイツのごとく、ドイツの再興はまずドイツ人のためをはかつてこそドイツの再建ができるのだという観点に立つて、少くとも日本人的負担の軽減をはかつて、そうして独立国家にふさわしいような、国際信義に反しないような程度において、外国人からも一応税金をとり、取調べをするということは、大蔵省所管關係だけでもやつてもらいたいと思う。以上申し上げましたことに對しまして、副大臣は何とお考えになられらるか、一應御高見を伺いたいと思う。

○植木政府委員 課税上の在日外国人に対する取扱いの問題及びこれに関連しての御意見ございましたが、お説の通りこの問題につきましては、今後も機会のあるたびごとに十二分に研究をして参りたいと存じます。今日の制度をいたしましては、従来の協定その他のとりきめに基きまして今日の状態に相なつておるので、これを独立国になつた日本としてでき得る限り早い機会に十二分に検討を加え、是正をいたして参るつもりでございますから、さよう御了承をお願いいたします。

○春日委員 植木副大臣にお伺いをす るのであります。本日租税特別措置法の一部を改正する法律案が上程されました。この中には大きな手落ちがある。これは昨年十二月の臨時国会において、織物の輸出の場合に第一次加工、第二次加工に特例の及ぶ議員立法が行われた。そのときに私は、国民党は法の前に平等でなければならぬという建前において、同様の状態にあるところの陶磁器業、これに対しても当然特例が及ぶよう、次の租税特別措置法が上程されるときには同様の趣旨によつて政府から提案されるべきであるという強い要望をし、それを希望条件行われて、陶磁器の加工についても織物と同様考慮すべきものであるとの強い要望が行われた。委員会はこの趣旨を大いにしんしゃくして、これを満場一致でもつて決定した。こういう報告を本会議で行われておる。従つて今次ここに租税特別措置法が提案されて來

るならば、今までの経緯、特にまたこの十二月に織物に対する特別措置が講ぜられたのでありますから、これと関連して、この改正案の中には陶磁器に関する同様の処置が講ぜられなければならぬ。その後大蔵当局に対して日陶連からも強い陳情が行われ、しかも通産省当局との間においてもそれ／＼意見の調整を見ておるところであります。あるいはこの委員会、国会の意思を無視するもはなはだしいものであると思ふ。本問題については、日陶連から数次にわかつて代表者が上京して、当局に対してもんとうに心からなる陳情をしておるのであるから、その意図を十分に尊重されて、やはり法案の中にそういう措置が講ぜられなければならぬ。そこで私は副大臣に要望いたしましたが、本日租税特別措置法が出されけれども、これは事態を緊急調査をされまして、この問題に対しでは、これに対するすみやかな追加提案が行われることを強く要望いたします。副大臣はあるいはこのことを御存じないかもしれませんので、即刻速記録並びに当時における状況等については、主務局長並びに第一課長等について御調査の上、これに対する政府の追加提案のなされることを強く要望いたしておきますので、よろしくこれを御考慮願いたい。

○柴田委員 大蔵次官に中小企業の根本的な対策に関する伺いたいと思いますが、御承知のように日本の中小企業の現況と申しましようか、たとえば製造業者では、従業員が二百名以下である中小企業事業場が全体の九九%くらいあると存じておりますし、商業では、従業員三十名未満のものが九九・六%、こういう統計が現われておりますが、こういう中小企業、あるいは弱小企業が非常に多い、しかもそれによつて日本の経済状況が進んでおるのであります。こういう実態における経済情勢下におきまして、中小企業に対する金融政策の一環といたしまして、本日提案になつております国民金融公庫法の一部を改正する法律案、これで見ますると同僚井上委員からも指摘されましたたが、二十億をこれに計上されておる。こういう貧困な政府の考え方には、日本の金融政策といたしまして、まつたく矛盾もはなはだしと私どもは考へざるを得ないのであります。反面輸出入のバランスを見まして、御承知のように、たとえば輸出はたつた一億ドル内外で、輸入は二億ドルを上まわつておる。こういう矛盾が現存しておるのであります。反面小売業者が販売に大わらわな宣伝をやつておりますても、その日々の売上げによつては、とうてい生活を保つて行けない。破産倒産は続出しておるといふ現実の経済情勢下にありますて、この二十億をもつて金融公庫に資本を投入するという貧困な考え方は、どうい

う角度からそぞういうお考え方になつたのであるか。政府は口を開けば、現在の資金的な措置として満足とは思つてないが、これ以上のことはできないという御答弁をするということは、あまりにも国民党を愚弄した御答弁である。もつと誠意のある根本的な御方針を承りたいと思うのであります。

○樺木政府委員 当該企業に関係しておりますものの生活のためにも、あるいは国内産業の面から見ましても、あるいは輸出品の製造の領域において占める中小企業の分野を考えてみまして、最も、これに対して政府ができる限り力を尽さなければならぬことは、十分承知しておるつもりであります。ただいま私が答弁申し上げることは、すでにそちらから仰せくださつたようななつここうになつておりますと、資金計画全体の上から見ますときに、中小企業に分でもき得る限りもつと金をまわしたいと努力はいたしたのですが、何分にも總わくの中でのやりくりが、今回の一回の措置としてはこの程度しかできなかつた、かようにお答え申し上げるほかないのです。なお今後の問題題にいたしましても、百六十数億をこれに投じておるのであります。あるいはまた電力開発等に対する利子補給の問題にいたしましても、その他大企業に対する擁護策は、まつたく私どもの想像もつかないような天文学的な数字をもつてこれに予算を投入する反面、

今申しましたような日本の経済を維持保たれておるような中小企業に対する対策は、今回におきましてもあまりにも貧弱過ぎるということは、国民の大好きな声であるとわれくは考えるを得ないのであります。こういう観点に立ちまして、たとえば今の国民金融公庫にいたしましても、あるいは中小企業金融公庫にしましても、対策は見るべきものはない。これは根本的な予算の組みかえを考えて、こういふ国民大衆の基盤となつておる中小企業に対する対策をもつと考へていただきなければならぬ。たとえば大銀行の金融の状況をわれくは知つております。大銀行にしましても、ほとんどが大企業に対する融資の偏在を見えておるのであります。地方銀行なんかは大したオーバー・ローンをやつておりません。大銀行こそがオーバー・ローン、オーバー・ローンという状況であります。これらのオーバー・ローンの状況を見ましても、ひとり大企業にのみ金融的な偏在を重ねておる。こうしておつて、反面中小企業に対しましては、政府みずからが何らの対策がないといつて過言でないような状況である。まったくすげめの涙とも言えないような金額をもつて中小企業対策をお考えになるということは、私どもは根本的に考えていただかなければならぬと思うのであります。重ねてもう少し誠意のある御答弁を願いたいと思います。

につきましては、これは前々国会以来の問題でありまして、両院の院議の定まつておるところを尊重し、また日本の将来といたしましては、国際収支の改善の上で、わが国の海運業の発達をはかることがどうしても必要であるといふ重要な因子もござります。あるいはまた電力の問題にいたしましても、日本の電源をもつと開発して、中小業者にも、その他国民全般の各方面にも、低廉豊富なる電力を供給して行くということも、これまた国策としてどうしても考えなければならない大切な問題だと思います。それこれ的重要性緩急性を考えまして、その結果、今日われわれの処置し得るところとしては、この程度において納まらざるを得なかつたような状態であります。なおわれわれとしましては、中小企業についてこれからも大いに——ことにことしの経済情勢の推移を想像いたしますと、これについては十二分に考慮を払つて行く必要があることを考えております。

の御答弁では、二兆五千億というあります。これは銀行を全部ひつくるるものでございましょうが、おそれらこのほかに相互銀行もございましょう。あるいはまた信用金庫、信用組合等、中小企業に対する融資の対象になつておる金融機関もあると想像されるのであります。こういうことを顧みまして、国民金融公庫というものは、企業者だけでなしに、俸給生活者等もこの金庫からの借入れの対象になつておると思います。こういう場合には、たとえば三十万円、あるいは五十万円といろよくな小口の金融の相手といふものは、おそらくこの国民金融公庫を対象として借り入れておるとわれくは見受けておるのであります。こういう場合に、現在六百四十億を貸し付けておられる。そして今後この六百四十分の貸付から回収もされるでございましょう。そういたしましても、回収いたしましたものに二十億だけの予算を出してくれて、そうしてこの回収は二百五十億を予定されております。そうしますと二百七十億が新しい貸付の対象になる金額であります。こういう貧弱なものではどうしても承服できない。私どもは少くともこの予算に対しき、百億なり百五十億は最小限度考えて、いただかなければ承服できないと思つておりますが、今の経済情勢からお考えになりますと、この二十億をもう少し考え方ではないか、これを最後に伺つておきたいと思います。

満足していただくよりほかはないといふ状態にござりますので、この点御了解を願いたいと思ひます。ただわれわれは今後における経済界の推移を十分見守りまして、そらしてこれについては、もしか必要を生ずれば、適切な臨時的な措置も考えなければならぬとこういうことを腹に置いて、十分見守つて参りたいと考えております。

○井上委員 この資金源の問題でござりますが、御存じの通り町の金融機關がことごとく閉鎖され、庶民大衆の窓口があふさがれた形になつておる。そういう關係から、最も簡易に貸してもらえるのは國民金融公庫であるといふことになりますので、どうしてもこれに対しても相当の対策を講じておかなければならぬと考えますが、ただいま銀行局長は、五億円のわくを設けて、一日五万円、期間三箇月とすることを小口の融資をやりたいという計画を発表されたのでありますから、もちろんそういう小口融資についての対策も必要であります。が、問題はその五億で足りるか足らぬかということが問題で、國民金融公庫としましても、それべく貸付について一応のわくを予定いたすのでありますから、この分で不足をしたからといって、他のわくを割つてこつちへ持つて来るということは、そら簡単に行かないぢやないか。そこで資金源を相当ふややしてやるという点について、ここで一つの案を出します。それは農林漁業公庫に本年二百六十億を予定しております。ところが農林漁業公庫は大体長期資金が中心であります。しかも実際貸付を開始いたしますのは下半期の一、二、三月くらいがおそらく最高でないかと考えます。従つて上半期は

資金はほとんど遊んでおるのじやないかと見ております。というのは、公庫の予算がきまりまして、それに基いて各地方庁でそれぐ必要な面の団体と折衝いたしまして、そこで融資の申込みを受付けて、その実態を調査して、それからでなければ貸付を開始いたしませんから、この貸付には相当時間的どうかということが一点。

それからいま一つは、資金運用部資金を活用するより方法がないのでございますが、資金運用部資金は、本年は相当増高して行く見通しを私は持っています。というのは、御存しの通りやみ金融、町の金融機関が一齊に閉鎖をし、これに対し非常な不安を持つておる零細預金者は、郵便貯金等に一齊にかわつて参るということが予想されますから、そういう関係から、この方面に流れつておつた資金が郵便貯金等に相当入つて来るというようなところから、この資金運用部資金の面でも相当増高が見込まれるのではないか。そういう関係から、資金運用部資金をいま少しこの面に増額するような対策を講じてはどうか。こういう点についてどういふようにお考えになつておりますか、承つておきたいと思います。

○河野政府委員　お話をのように農林漁業金融公庫に対しては二百六十億新しく出資なり貸付なりを考えておるのあります。これも御承知のように、今後租税收入その他の収入が入つて來、また資金運用部資金がだん／集積されるに応じまして、この資金を

投入いたして参るのです。必ずしも年度初めにおいて二百六十億の金が、そのまま農林公庫にさき得るものでは実はないのです。それらの点からいいますと、やはりだんく、その事業の進むに従つて、これらの資金が農林公庫に投入されるわけであります。従いまして、今お話のような事が實際問題として不可能であろうといふうに考えております。なお技術的には、そういう政府機関たる農林公庫に一時かうに預入ができるといたしまして、この資金を国民金融公庫の方に一時まわすといふようなことは技術的に適当でないと思います。そういうことがもしかりにできたとしたならば、農林公庫に対する資金運用部等の貸付をしばらく抑えて、資金運用部の方で出来た資金を、国民金融公庫に一時短期にまわすといふことがむしろ適当であると思ふのであります。全体の資金計画から見ますと、そういう余裕が年度の初めにおいて出て来るということは、今ちよつと考えられないような状態にありますので、この点は御承知おき願いたいと思います。

うことを見込んで参つております。私どもといったしましては、簡一ぱいに見込んで参つたつもりであります。しかかもそれをできるだけ余裕金として残さないよう、これも一ぱい／＼に運用するような計画を実は立てて参つておられます。従いまして、ただいまのところ大きな余裕が資金運用部に郵便貯金の増加を通じて出て参ることはちやつと考えられない。もつともこれは私どもの将来に対する予測でありますから、事態の今後の推移によりましては、あるいはそういう余裕が出て参るということがあるかもしれません。ただいまのところでは、そういうことはなか／＼困難であるということを申し上げざるを得ない。

○井上委員 それでははなはだごめんどうでございますが、政府関係四公庫の資金の入金状況、それから貸し付けました月々の状況、その資料をお出し願いたい。

○河野政府委員 それは現在までの実績ですか。

○井上委員 そうです。

それからもう一つ国民金融公庫関係において聞きたいのですが、今度五万円三箇月というような短期の小口資金を融通する新しい制度を活用いたしましたには、金庫に勤いでおります方が相当忙しい思いをしなければならないことにならぬことになると思います。もちろんこれは保証人等によつて対人信用でお貸しになるものと思いますが、そうしますと区域が非常に広くて、またこれは委託貸付はあまりしないことになりますか。ふやさないのでですか、ふやす

のですか、わざわざ見るところをおいては、相当ふやしてやるか、それとも給与の改善をもつと積極的にはかつてやる必要がありはせぬか。たとえば他の金融機関との関係において、給与の関係は一体どういう比率になつておりますか。その点を一応この際明らかに願いたいと思います。

○河野政府委員 人員の点は、支所も若干増設いたしたいといふ点も含みまして、二十九年度におきまして、約百三十人程度の増員を考えております。もちろんこの多数の支所等を含めて考えますと、人員として必ずしも十分であるということは言えないかも知れないと想いますが、できるだけ経費を節減するという点からも考えまして、ひとつ公庫の方々にも十分お働き願つて、この範囲内でお仕事を完遂していただきたい、かように考えております。給与の点は、一昨年国民金融公庫の職員を公務員の資格からはずしまして以来、私どももいたしましては、きわめて大幅に給与の改善をはかつて参つたつもりであります。現在のベースはここにございますが、大体扶養手当、勤務地手当等も含めて一万九千八百円というベースに実はなつております。そのほかに年度末等についての手当があるわけであります。これららの数字から見ますと、私は必ずしも給与が非常に低いとは実は考えておりません。なおこのベースは、大体同じような性質の、たとえば中小企業金融公庫であるとか、あるいは農林漁業金融公庫であるとかそういうふたつの政府機関たるおいて考えております。今申し上げましたような数字でありますから、私は

○井上委員 いま一点、人員はあまりふやさない、こういうことでございましょうが、たしかあれは昨年でしたか、公庫から政府へ納付金を五億ほど出しておるよう記憶いたしておりますが、この機関は別に利益を生まなければならぬ機関ではない。政府納付金を対象にした金もうけの機関ではありませんから、内容をそれだけ充実して行くことに全力をあげるべきじやないか。今申します通り、こういう新しい制度をつくれば、それだけ人は当然ふやさなければいかぬ。もし人をふやすことがありますいろいろな関係で困難であるとしますならば、たとえば保証人やその他融資先の信用調査の場合、一々電車に乗つてく／＼行つておるという状態です。あれを、たとえば最近郵便局等で盛んに使つておりますスクーターなどを使う、あるいはまた小型の自動車くらいは一台各支所くらいに置いておこう。そしてそれでどん／＼まわれば、どれだけ能率が上がるかわからない。そういう施設の改善によつて能率をあげて行くような方式に改めるべきじやないか、そう私は考えますが、そういうことについてお考えになつていませんか。そういうようにしてやらぬと、実際申し込んで二月も三月もしなければ金にならぬというようなことになつておつたのは、わずか三万円や五万円や十万円借りるのに、三月待つてくれ、二月待つてくれと言つたつて待てるものじやない。だから、少くとも町の庶民金融機関が発展したのは、申込んですぐ金を貸してくれるといふところにあつたんです。だから先般も有りません。

田君からお話をありましたように、信
用の置ける人は電話で、こういふ人に
判を押したかどうや、押しましたから
といえば、すぐ貸してやるといふくら
いの敏速な貸付方法がとれるとと思いま
すが、そういう点についてどうお考え
になつておりますか。施設の改善と貸
付の簡易化、敏速化の問題について、
もつと能率的にやれぬものかどうか。
それは何ゆえにやれぬか、どこに隘路
があるかということについて御説明願
いたい。

○河野政府委員 国民金融公庫の貸付
の事務が非常に遅れるというおしゃり
は、実は数年来たびくいただいてお
るのであります。この点につきまして
は、できるだけ敏速に事務を処理する
よう、公庫当局といいたしましても極
力努力をいたして参つております。今
後におきましても、この努力は続けて
参らなければならぬと思いますし、ま
たその方法の一つとして、今お話のよ
うな施設を能率化するといつたような
点も、もちろん考えて参らなければな
らぬと思います。また人員につきまし
ても、必要な範囲においてはこれを
ふやして行くということも考えなけれ
ばならぬ点であろうと思います。ただ
問題は、やはり政府の資金を元として
おりますから、できるだけ財政の上に
大きな負担をかけないで済むよう、
できるだけそれを少くして行くように
努めなければならぬことは当然であ
ると思いますので、緊縮をいたしながら
、できるだけそりいつた能率の向
上、あるいは事務の簡素化といつたよ
うなことについて、今後とも努力をい
たして参りたいと考えております。た
だ、今井上委員のお話の点であります

が、昨年四億の納付金を国庫に納付したのであるから、その四億の範囲内でもう少し経費をふやしてもいいではないかという御意見のように承つたのであります。これが私少し見解を異にいたしております。と申しますのは、これは政府の租税なりその他の資金から源を得ておるものでありますから、かりにそこから若干の利益があつたといたしましても、もしほかに充てる必要のないものであれば、これはやはり國庫に納付すべきものであろうと私は思います。独立採算ということはできるだけ建前といたしますけれども、これは決して営利機關でもないのでありますから、その利益というものは一応國庫に納めて、さらに必要な資金は國庫なり、あるいは政府会計から出して行く、こういうことが適當であるうと考えておるのであります。現にそれだけの納付金をするならば、金利を下げたらいではないかという議論が行われておるのであります。これもまことにごもつともな御意見だとは思うのですが、私どもとしたしましては、やはり国民金融公庫という政府機関の性格からいたしまして、政府から資金も出す、しかもその金利も一般の金利よりもはなはだしく不均衡に安くするということまで、この国民金融公庫に使命を負わせることが適当であるとか、適当でないかといった点は、十分に考えてやらなければならぬ。もつとも国民金融公庫の利子の中でも、特殊のものにつきましては、特に更生資金とか遺族の方々に対する資金等は、年六分という安い特別な金利で出しております。そういう政策的に考慮が許される範囲のこととはもちろんやるべ

きであります。が、ただ利益が上つておるからといふので金利をどんど下げ行くといふことがいいか悪いか、この点につきましても、十分検討しなければならぬ問題だと考えております。もちろん私どもは、納付金を多額にあげることを目的として国民金融公庫の運営をすべきものとは毛頭考えておりません。この点は誤解のないようにお願ひいたしたいと思います。

○久保田(鶴)委員 関連して銀行局長に伺います。今井上君から話がありましたが、大きな事業をなす人は、税金もうまく脱税いたしまして、そうして資本なしに商売をしておる、すでにそのことが今造船疑惑として現われて来ておる。そうして今の資金の問題ですが、銀行局長に考えてもらいたいことは、多くの国民、また零細な業者からはどうしても税金をとり、金融金庫で金を貸す場合は、あなたの税金をどれだけ納めておりますか、政府の金でございまますから、税金を納めいない人には金融公庫の金は借りてもらうわけには行きませんよと言ふ。こういうことからして、いろいろ遅れる点もありますが、もつと突き詰めてこの問題を私たちが考えてみますならば、その遅れる原因は資金がないということなんです。たとえたら、十万円あなたに金を貸してやる期日が来たつて、ちよつと待つておつてくんはれ、いまに回収ができて、そのうちもう二時間か三時間したら十万円になるであろうから、もう二時間ほど待つてくれと言ふ。そういうようなことをして金を貸しておる。こういうのが今の金融公庫のあり方なんです。あなたはそういうことを御存じないが、そういう点から考えてもら

うなら、あなたが今いろいろ答弁をされておるようなことは雲の上の答弁である。もつと現実を知つてもらいたい。そういうような意味から、この資金を何とかして金融公庫の方にまわすことを考へるべきである。どこからか持つて来べきである。一兆円予算のうち、その二割が汚職となつて現われておる。今國の予算を見てみて、そのうちの一割、一千億を減税しようと思つたら、なかなか困難であるが、その倍である。私は統計をとつておりますが、悪いことをしておるその金が、一兆円予算のうちの二割である二千億、こういふよなことからして、もつと政府の方々は、次官もよう考えてもらいたい。これについてどう考えておられるか、一応金融公庫の問題、現実の問題をひとつ答えてもらいたい。

のことはしたつもりでござりますけれども、今のような財政状況から、これ以上のことはむずかしかつた、こういうことでござります。

それから今久保田さんからのお話に、税金を納めておらぬ者には金を貸さないといふようなことを国民金融公庫が言つておるといふお話をあります。が、それも私は実はよくわかりませんが、そういうことは方ないと、ます。万ないと思ひますが、ただ一つだけ想像できますことは、納めるべき税金を滞納しておるとか、そいつたことでは事業自体の健全性が非常に疑われるから、そういうものについては、やはり事業の健全性を判断する一つの材料として、貸付の対象としては適当でない、こういつたことを申しておることがあるかと思ひます。これは想像であります。しかし大体租税を納めない人には、国民金融公庫は金を貸さないといふようなことで国民金融公庫の運用がされているとは、私はまつたく考えておりません。かりにそういうことがあれば、それは非常に間違つたことであろうと思います。

なお国民金融公庫の理事が見えておられますから、もしその辺のことにつきまして必要でございましたら、具体的にお話を願つたらいいかと思ひます。

○**最上説明員** ただいま銀行局長からお話のありましたと同じような趣旨で、租税の納入状態といふようなことを私どもは貸付可否の判断の一つの基準にしております。企業自体が非常に苦しくて納められない場合、これも大いに考えなければならぬ。もう一つは納められる能力をお持ちになりながら、なお納めておられない、その方の、何

といいますか、債務觀念が薄弱だ、子う認められる場合がありますので、貸付決定の一つの重要なポイントにはしてあります。しかし納めない場合におきましては、万やむを得ない事情といふようなものもなきにしもあらずあります。そういうときは、実際お貸付している例もあるのです。機械的に租税を納めていために貸さぬ、そういうふうに言い切れる状態にはなつております。

○久保田(鶴)委員 今銀行局長から答弁していただきましたが、あなたの答弁を聞いておりますと、これが実情を知らない誤の二の考の方だと言ひます。実際において何年間商売をやつていた、そこで税金を納めていないというなら、今理事の方の答弁のようなこともありますまい。だがまだ税金を納めない、今年途中から商売して事業をやつて、その税金を納める時期が来ていないときに、困つておつて、その金を貸してくれと言うて来たときに、その税金があなたは納まつていない人だからといふのが現実にあるのです。その現実にあるものを、あなたは今そんなことをしていないと言うのだが、それはどうなんだ。

○河野政府委員 私は久保田さんにおしかりを受けるほど雲の上におるつもりはございません。今お話の問題であります、会社を新設した第一の事業年度である、それでは税を納めるかどうかわからぬ時期であるが、その途中において、税を納めるための納稅資金を国民金融公庫から借りるということに相なりました場合には、その納稅資金を貸すことがいか悪いか、これ私は相当の問題だと思ひます。国民

金融公庫といったましては、納稅資金を貸すということは、これは国民金融公庫の性格からいつて必ずしも私は適当ではないと思います。今の御質問をもし私が聞きき違えておつたら、またお答えいたしますが、そういう意味の御質問でありますれば、それは適当でない、こう申し上げざるを得ない。

○補本政府委員 先ほどの御質疑の中の、最近いろいろ問題になつております汚職に関連して動いている金が相当大きい、にもかかわらずこうした中小企業等への財政資金のまわし方が少しいじやないかという意味の御質問と承りましたが、政府の予算の使用の上におきまして、不法、不正なことが行われておるということがあるとしますれば、これはもつてのほかであります。さよなうな事態があることに対しましては、これは十二分に政府当局として今後戒心して行かなければならぬ。また過去の問題についても、これについてその真相を十分明らかにして、責任を負うべきところには負わせるべきであると思います。しかしながら私の考えいたしまして、政府が正當に予算の使用をしておるのにかかわらず、その機会を利用して、そうして不正なことを別途に働く場合があり得るかと思いますが、こうした問題につきましては、その予算の正當な使用が、汚職その他不正なことが行われる原因にならないよういう努力はもちろんしなければならぬと思ひますけれども、しかしこの点は、私はよほど考えて行かなければならぬと思うのであります。全体の計画といたしましては、なるほど中小企業その他のにできる限り力を尽せといふ御意見はもつともございまして、

この点はわれ／＼もまつたく同感いた
す次第であります。

○春日委員
金融⑥

伺いしたいのです。その前に、今の久保田君の御質問に関連いたしまして、その税金の滞納者に対しても、金融公庫が金を貸さないということは、これはだいまの公庫の理事さんの御答弁によつても明らかに通り、この問題はなお説明され得ないと思いますので、重ねてお伺いしたいと思います。公庫の理事は、滞納をしておるこの事態は、その企業体が堅実であるかどうかを調査する重要な一つの資料であるということを言われておる。そういうことであれば、やはり滞納者はまず不適格者だ、こういう決定を受けることは必然でございましょう。そうすれば、やはり久保田君が指摘されたよろに、税金を完納しておるということが公庫の金を貸す場合の一つの条件になる。これは裏を返せばそういうことになるわけであります。そこで問題となつて来るのは、現在の国民の税金の滞納の状態がどうなつておるかということなのであります。これは昨日も私が本会議で質問した通り、とにかく八百四十万件、金額において千二十六億というような滞納が現実にある。そうすれば、この滞納がすべて不適格の一つの基礎になるものだとは考えないが、しかし今現実にその八百四十万件というような大きな滞納の件数があるということ、それがすなわち公庫が金を貸すという一つのキー・ポイントで、貸す貸さないになつて来るということであると、これは重大問題であると思ふ。私は、むしろ滞納者で税金が納められないというものの中には、いろいろ

る区別もあるう。中には横着で、とにかくするくて納めれば納められる金があるのに納めないような人々に対しては、なるほど鑑別を願わなければならぬが、しかしほんとうに資金梗概で納める金がない。営々辛苦して經營を堅実にしながらもなおかつ納められぬものをおろ／＼払いながら、なおかつ税金が払えないというような立場にあるものについては、これはまた別の角度から十分検討を願わなければならぬ。金があつてもなまけて払わないのか、ほんとうに金がないから滞納した、苦しさに耐えてなおかつ滞納の余儀なきに至つておるかということを判断するということは、私は今の公庫の若い行員の鑑別能力では的確に区別できまいと思う。従つてほんとうに堅実な事業であり、しかもその人も信用に足る人であつても、やはり經營の苦しさから滞納の余儀なき事情にある者、これが横着者と一緒にされて、税金が滞納になつておるから、あなたはだめですといつて、十巴一からげに不適格者の中にはうり込まれる可能性は多分にあると思う。だから私が理事さんにお申し上げたいことは、現在の公庫がその審査の一つの基準として考えておられる税金完納という条件には、あまり大きくウエートを置かないで、單なる軽い参考資料程度にしておかれ、そろして本年度においては、特に税金滞納が非常に激増しておる現状であるのだし、さらに本年度はデフレになつて、金まわりも悪くなり、滞納はさらによえて来る。そくなれば公庫に申し込む人たちは、金もあり税金は一銭も滞納しないという人たちだけしか対象

にしなくなる。特に融資によつて救済を受けなければならぬ人たちが、その資格を失くことになるので、この点については十二分に御検討を願わなければならぬ。なお監督者の河野さんは、その事業計画書に目を通す場合には、強く影響力を与えていただきたい。現実には、久保田君が言われる通り、税金を納めているか納めてないか、納めていない人はだめだというようになに処理されておる。このことはさらばに御検討をいただきたい。今、雲の中におつて、五里霧中で何にもわからないのだ。もう一ぺん上つていただければいいのだから、雲の中からおりて来て、もう一度十分御検討を願つて、事の真相をきわめていただくことを強く要望いたまします。なお、理事さんもそのつもりで、この問題については実情に即した処理を願います。

それから次は本筋の質問であります
が、金融難の問題であります。昨年の
十二月八日でありましたが、今中小企
業が金融梗塞で非常に困つておるか
ら、インフレの抑制は刻下の急務とは
認めておるけれども、急激な金融引締
めによる資金枯渇の現状をこのまま放
置するときには、多数の中小企業者が
倒産を余儀なくされることは必至と思
う、従つて政府は、期限到来を相当延
期するとともに、新規の預託をしてく
れということは、年末の金融対策とし
て本委員会が決議したところでありま
す。この決議に従つて、何がしの措置
が行われたとしても、大企業は信用力
は講ぜられた。しかしながら、私ども
がここに特に考えなければならないこ
とは、この大企業に対して金融引締め
が行われたとしても、大企業は信用力

が非常に強いので、二重投資とか過乗投資というようないろいろな非難が加えられておるほど、金融は大企業に一辺倒であります。従つてこういうものが引締められたとしても、彼らは引締められるだけの余裕を持つておる、あるいはまた、この引締めに抗して何らかの資金を調達するところの実力を持つてゐるが、中小企業は、こういうように政策で引締められて行つてしまふと、どんどん投げ出して行くよりしようがないのではないか。その傾向は、手形交換所における不渡り激化の徵候によつて十分看取できるところであります。二月末に到来するところの七十何億、三月末に到来するところの九十何億、この政府の預託が、六月まで延期されたといふことは、数日前新聞報道によつて私どもは知りましたが、この二つのものを合せたところで、現在百五十億程度のものでしかありますまい。昨年度も中小企業の危機がいろいろとなえられておつたが、その当時、一月、二月、三月、四月、五月とずっと平均したところの政府の預託は、四百五十億から五百億を前後しておつたと思う。ところが本年度は、金融梗塞がさらに激化しておる。そして中小企業の危機は、昨年に比べべくもないほど深刻な様相を呈しておる。そこであなたの方は百五十億前後しか預託しないのか。新規預託のことについては、考えておられないよな様子であるが、そろだとすると、結局あなたの方の金融抑制の施策のしわは、中小企業が一身に受けて行かなければならぬ。結局、彼らの破綻をもたらすや必至であります。そこであなたにお伺いしたいことは、なるほどインフレを押えて

自立経済に行くためには、いろいろの施策が必要であるが、同時にそれに並行して、金融引き締めも必要だという大綱はわかる。しかし、中小企業がもしそういうような破産、倒産というゼネラル・バニックに至るようなことがあれば、たゞいま柴田君が指摘したように、中小企業は国の原動力である。産業において、大体その本体をしておる。その本体そのものが非常な危殆に陥つては、自立経済という大目的はなか／＼達成されるものではありますまい。そういうような意味において、まず中小企業に対しては、格別の措置が必要であろうと思うが、政府の預託は特に中小企業にウエートを置いて、この機会に、今こそその危機を回避することのために格段の措置が講ぜられる必要があると思う。昨年においては、平均四百五十億ほどを預託されても、なおかつ彼らの危機は解除し得ない。すなわち手形交換所の不渡りは、東京手形交換所だけでたしか五月が八百五十分の手形の不渡りがふえて行つたのです。本年度は百五十億という去年の三分の一程度の預託しかされていなくて、さらにこれを将来やめてしまうのだ、六月ごろには何となくやめてしまうのだといふような方針が発表されておるが、さすれば、本年度においては昨年度の何倍かの金融梗塞で、これによつて受けけるところの中小企業の危機は想像することができると思うのです。そこで何とか中小企業金融機関、たとえ

ば相互銀行、あるいは信用金庫、信用協同組合、あるいは中金等があるあります。しかし、これらの預託を少くとも昨年度程度にひとつ考慮してみる必要はないであろうか。これらの金融機関がいろいろところによりまする長期貸付とか、焦げつきという形ではありますけれども、それ／＼の産業に投資されてしまつて、それが次から次へと操作ができるなくなつて来る。新しい申込みがあつて貸し出しえるといふのは、大体政府の預託されておるところの金額程度である。これを取上げられてしまふと、新規の申込みに対し貸し付けることができない。すなはち危機を回避するために金融機関に申し込んで来ても、政府がこれを取上げて行つてしまふということになれば、新規の申込みは全部拒絶して、古い人だけ、しかもそのわくが固定しておるので、このわくの操作だけをやるといふことで、実際金融機関としての円滑なる運営は期しがたい、こういうことを言つておりました。こういうことを言つておつたのは、政府が四百五十億程度を預託しておつた十月ごろであります。ところが現在三百億を徴収されてしまつたから、彼らの運営はもうぎくしゃくしたものである。まるでユーマチスみたいなもので、歩くたびに脚がぎ／＼鳴るような状態で、円滑に動いておりません。一万田がどういうことを言つておるか、小笠原三九郎がどういうことを言つておるか、どちらがどういふことを言つておると、問題は、きのうやおととい論じられ始めたことではなく、危機がもたらされました。

そこで、相当額を受出して、政府がこの総預金量の一割ないし一割五、六分程度のものであつて、大部分のものは長期貸付とか、焦げつきという形ではありますけれども、それ／＼の産業に投資されてしまつて、それが次から次へと操作ができるなくなつて来る。新規の申込みがあつて貸し出しえるといふのは、大体政府の預託されておるところの金額程度である。これを取上げられてしまふと、新規の申込みに対し貸し付けることができない。すなはち危機を回避するために金融機関に申し込んで来ても、政府がこれを取上げて行つてしまふということになれば、新規の申込みは全部拒絶して、古い人だけ、しかもそのわくが固定しておるので、このわくの操作だけをやるといふことで、実際金融機関としての円滑なる運営は期しがたい、こういうことを言つておりました。こういうことを

いたい。

○樺木政府委員 政府が指定預金の引上げについて、十二分の考慮を払ふといふ御意見のように承ります。まつたく仰せの通りでござりますから、われわれとしましては、当初計画いたしまして引揚げの計画よりもこれを緩和し、あるいは延ばしたりしておるのが現状でござります。なおこれが十分でないところでも御指摘の通りだと思いますが、政府は財政金融引継めといふ基本的、しかもそのわくが固定しておるので、このわくの操作だけをやるといふことで、実際金融機関としての円滑なる運営は期しがたい、こういうことを言つておりました。こういうことを

いたい。

○河野政府委員 金銀關係の法案で今後提出を予定いたしておりますもの中においてかかる金融關係の法案をお出しになるか、またいつごろお出しになるか、その点をはつきりさせていただきたいと思います。

○千葉委員長 委員長から銀行局長に第であります。

○樺木政府委員 一言お尋ねしたいのですが、この国会においてかかる金融關係の法案を本政策とにらみ合せつつ、できる限り善処して参りたい、かように考える次第であります。

○河野政府委員 金銀關係の法案で今後提出を予定いたしておりますもの中においてかかる金融關係の法案をお出しになるか、またいつごろお出しになるか、その点をはつきりさせていただきたいと思います。

○千葉委員長 やみ金融の問題はいかがですか。

○河野政府委員 非常に大きな問題を落しましたが、これは現在法制局で最終的な条文の整理をいたしておりました。政府部内の手続をいたしまして、全国各府県別に相互銀行、信用金庫、できれば信用組合も加えていただいて、その数と、大体の資金量と申しますか、その内訳を拝見できれば非常にけつこうと思ひますから、お願い申し上げておきます。

○千葉委員長 本日はこれで散会いたします。

午後零時五十八分散会

昭和二十九年三月一日印刷

昭和二十九年三月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局